

第六章 諸産業の發展と村方の変質

第一節 酒造業の展開

福生は東京の銘釀地 国税庁統計年報書によれば、平成二年度の全国清酒製成数量は一〇五万九六五三キロリットルで、その内、東京は一二の酒造場で四八六七キロリットルを製造し、その内福生市は約五割を生産している。

福生市は東京のいわば銘釀地といえる。

福生市内には、旧福生村に田村酒造、旧熊川村に石川酒造が江戸時代より酒造をつづけ、今日にいたっている。田村酒造は「嘉泉」、石川酒造は「多満自慢」の商標で知られている。この二軒の酒造家は、ともに江戸時代は幕府領の名主で組合村の惣代、小惣代、將軍家への上ヶ鮎世話役を勤めるなど、地域社会における役割も類似し、また両家の間の姻戚関係も濃いものがある。酒造の面では、文政期に始まった田村酒造の経営共同体ともいべき「店内」^{たなうち}関係において、文久年間に石川酒造が創業された経緯をもつ。したがって、福生市の酒造業の歴史を叙述する場合、田村酒造と石川酒造のそれぞれの歴史を述べるだけではなく、田村酒造の店内全体について検討を進めなければならない。石川酒造の資料については『多満自慢石川酒造文書』として資料が公刊されているが、田村酒造については店内店卸帳、酒造方などの帳簿類、日記、酒造御用留などが市史の記述に使用すべく提供されている。しかし、一紙文書類が

見当らないので、いわば片肺飛行をせざるを得なかったことを、あらかじめお断わりしておく。また、分析の中心となる店内店卸帳についても、明治三二年までしか見る事ができなかった。けれども、後に述べるように田村店内は明治三六年に解散を考えるので、ここでは文政期より明治末期までに限定して、この間の福生市における酒造業史について述べる。

酒造業の歴史

まず、理解の便宜のため柚木学『酒造りの歴史』によって、古代から江戸時代までの酒造業について概観しておく。

酒を専門に製造することは、古代においては朝廷の造酒司があったことが、平安時代初期にまとめられた「令集解」にみえ、「延喜式」には一〇種類くらいの酒の製法が記されている。鎌倉時代の初め頃には京都を中心に数多くの酒屋が出現した。鎌倉幕府はこうした酒屋の増加を抑制する政策をとり、酒の売買を禁止した。しかし、武家に莊園を侵食されつつあった莊園領主は、年貢に代わる財源として酒屋に対する課税に注目した。一方、京都では座が発達し、酒屋公事が朝廷の財源化された。そして、明徳四年（一二五三）室町幕府は、寺社本所の酒屋土倉に対する課税権を否定して幕府の重要財源とした。

室町幕府が酒屋に対する課税を明文化した一四世紀は、商品生産としての酒造業の歴史にとって画期となった。京都だけではなく、南都、近江、摂津、兵庫、越州、加賀、筑前、伊豆などの地方においても銘酒が生産された。

中世の酒造は夏酒にあったといわれている。夏酒は冬酒に比べて酸味が強い。冬酒は諸白もろびくのことでよく精白した原料米と麴を用いたのでこの名がある。一六世紀後半になると、京都の酒に代わって、いわゆる南都諸白といわれる奈良の酒が、酒造技術に変革をもたらした。南都諸白は、水と米の精選、酛もとをつくる酒酛法、それを三段階に仕込む三

段掛、壺ではなく桶の使用など、近世酒造業の技術的進歩の第一歩と評価されている。

江戸時代になると、南都諸白にかわって伊丹酒がもてはやされ、元禄時代にはもっとも繁栄し、寒中に作る寒造りがよしとされた。明和・天明期（一八世紀後半）になると、原料の米を従来の足踏み式の精米から、水車による精米方法へ転換がおこなわれ、酒造技術も進歩して、灘・西宮の酒造業が発展した。

灘などの上方の酒造業が隆盛したのは、酒造技術の優れていたことと、大消費地としての江戸へ移出したからである。江戸への酒（下り酒）の移出は、荷駄で運ばれていたものが、海上を船で運送されるようになり、ことに元禄七年（一六九四）に江戸十組問屋が成立したのに対応して大坂でも二十四組問屋ができ、菱垣廻船によって運ばれた。享保一五年（一七三〇）、酒問屋が十組問屋から独立して樽廻船が成立し、上方の酒は樽廻船によって江戸に運ばれ、文化文政期にはもっとも隆盛した。

しかし、文政四年（一八三二）における摂津・和泉からの江戸への入津樽数約一〇三万樽に比べ、天保一四年（一八四三）一八八万、嘉永六年（一八五五）一六七万樽、安政三年（一八五五）一九五万樽、慶応二年（一八六六）一六八万樽と、摂津・和泉からの入津量は減少している。

この摂津・和泉という最大の酒どころからの江戸入津量の低下は、『中央区史』によれば、酒問屋のあった新川の下り酒問屋が、江戸の近傍で生産される地廻り酒を扱うようになっていたことが記されていて、地廻り酒の勃興が下り酒の江戸入津量低下の原因となったことがうかがわれるのである。

元禄・寛政 江戸に隣接し、玉川上水にみられるように江戸ときわめて密接な関係をもっていた多摩の酒の歴史を
の酒造史 みることは、江戸地廻り酒の歴史を考えることである。

現在、多摩で江戸時代の酒造について記述のある自治体史は案外少なく、たとえば西多摩では『奥多摩町誌』に、白丸村、栃久保村で元禄期、小丹波で文政期、氷川で慶応期に酒造がおこなわれたとある。

青梅市師岡の吉野家には、元禄一六年九月「酒造ニ付毎年御改書上控覚帳」があり、前年酒造高二石五斗と記されている。また、同家の元禄一二年九月の濁酒製造を願ひ出た文書には、吉野家は代々酒屋で、三〇〇石を造っていたが、一二年前の辰の年に酒造米三〇石を造って以来止めていたとあり、元禄期には青梅で酒造業があったことがわかる。

師岡の吉野家文書には、酒造関係の資料は体系的には残っていないが、秋川市小川の森田家には、元禄期から明治一〇年代までの酒造資料が残されていて、多摩で現在知ることのできるもっとも古くからの酒造資料なので、この森田家の酒造史を、多仁照廣「森田家の酒造」(『多摩川・秋川合流地域の歴史的研究(第一次研究報告)』)によって見ること、田村酒造が創業される文化文政期までの多摩の酒の歴史を概観しておく。

江戸幕府による全国的な酒造米調べは、明暦三年(一六五七)の高を万治三年(一六六二)に改めたのに始まり、寛文五年(一六六五)・六年の調べを同七年に改め、天和元年(一六八二)、元禄一〇年(一六九七)にもおこなわれた。森田家は、寛文期には米一〇〇石の酒造をおこなっていたと考えられ、減醸令によって元禄一〇年には一〇石の酒造をおこない、前年に二三兩の酒販売高があった。

元禄一〇年一〇月、幕府は勘定奉行荻原重秀の献策により、はじめて酒運上を課した。この元禄の酒運上は、酒価を五割上げさせ、その値上げ分を運上として差し出させたもので、五割という高額の酒税賦課であった。

元禄一二卯年九月、幕府は風雨による損害を理由に、江戸廻米促進のために前年寅年の五分の一造りを命じ、一三

年は寅年の半分、一四年には卯年と同じく前々の五分の一造りとされた。

元禄一五年三月、幕府は改めて元禄一〇年・一一年の酒造米高を届けさせた。そのうえで同年七月、寒造り以外の禁止、元禄一〇丑年酒造米の五分の一減醸、家業のほかに酒を造ることの禁止などを触書した。

森田酒造では、この触書にたいして、元禄一五年一二月には、丑年の石高を一〇石と届け、翌年八月には、午年（元禄一五年）の石高を二石、造高を二石四斗、その代金二貫二二文三分、運上金一貫一二文一分と届けている。この酒造米高一〇石は元禄調高として以後の基準とされた。

森田酒造の元禄一〇年の酒造米高一〇〇石は、元禄一五年の改めの際には一〇分の一の一〇石となり、実際の生産はその五分の一の二石に過ぎなくなっていた。この間の事情について柚木前掲書では、酒造家が運上金の負担を勘案して酒造高を届け出たためと指摘している。また、二石というきわめて少量の酒造米高を森田酒造が届け出たのは、酒販売を細々とでも維持するためであったと考えられる。

元禄期の森田酒造にとって酒株改と運上金のほかに、もうひとつ大きな問題がおきた。それは、小川村の相名主の次郎左衛門から、八王子千人同心扶持米としての小川村の年貢米を、森田が酒造米として横領したとして、代官所へ訴え出られた郷蔵米事件であった。この事件は年貢米について、名主と百姓の間に出入りはなかったことで決着した。この事件の背景には、領主と酒造との関係が、米が安いときは酒を造らせ、米が飢饉などで高値のときは酒造を制限して飯米の供給を増すという、酒造を米価調整の手段とするだけでは済まなくなった事態があった。熊沢蕃山が『大学或問』で指摘するように、元禄期には、幕府による厳しい酒造統制がおこなわれる一方、領主経済は、公儀を勤めるためにも年貢米を払い下げ、貨幣を取得しなければならぬ事情となってきたのである。（この問題については、

塚本学「酒と政治」『江戸とは何か』が参考となる）

元禄の酒運上は、宝永六年（一七九）三月に廃止された。その後、正徳五年（一七五）から天明六年（一七六）までは減釀令が出されておらず、いわば自由営業期となった。森田酒造はこの約七〇年の期間に、天明八年の減釀令の前年には、四三二石の仕込高となるほどいちじるしく成長している。

森田酒造の元禄酒株が一〇〇石であったのに、天明期には四〇〇石を越える実釀高となっていて、株高と実釀高との間に大きなへだたりができていた。そこで幕府は、天明八年に、天明飢饉による天明六、七年の減釀令以前の酒造高を届けさせ、このへだたりを是正しようとした。これは、松平定信の政策であった。

松平定信の寛政改革は、田沼意次の政治を批判しておこなわれたが、上方の酒造業に対する政策はともに課題であった。

田沼は、冥加金賦課と上知による上方酒造業の繁栄を吸収する政策を取った。たとえば、宝暦一四年、明和九年、天明三、四年と、上方酒造地帯に対する課税を計画した。しかし、これは酒造仲間の反対によって実現を阻止された。一方、明和六年には、摂州のうち三郡を上知した。

寛政改革期の酒造政策の特色は、下り酒に対する関東地廻り酒の保護にある。その政策の背景には、松平定信がその著書である『宇下人言』^{うげのひとこと}において、「西国より江戸へ入り来る酒いかほどとも知れず、これが為金銀東より西へうつるもいかほどといふ事をしらず」と記しているように、年間七、八〇万樽もの酒が、上方から江戸へ移出されることにより、江戸の財が上方に流れているという認識があった。したがって、現実の政策としては、江戸入津樽の規制を浦賀番所でおこない、新規酒造地帯として成長してきた灘に対して、一〇〇〇石に銀三枚の粳買入株の冥加金を

賦課した。

上方に対して冥加金を課す一方、関東地廻りの酒造業の積極的な育成がはかられた。寛政二年（一七九〇）、江戸に「御免関東上酒販売所」が設けられ、原料米を幕府が貸与して醸造させた御免酒屋を設けた。柚木学「寛政改革と関東上酒御免酒」（『経済学論究第43巻3号』関西学院大学）によれば、寛政二年の御免酒屋は、武蔵国幡羅郡下奈良村吉田市右衛門・葛飾郡下大島村吉村徳助・同郡番匠免村相模屋清右衛門・橘樹郡神奈川村紀伊国屋五郎兵衛・豊島郡下赤塚村豊島屋辰治郎・多摩郡是政村是政五郎右衛門・下総国葛飾郡根本村竹沢四郎兵衛・同村加藤喜右衛門・流山村竹沢平八・同村相模屋重右衛門・相馬郡台宿村寺田五郎兵衛の一名で、その酒造米高は一万四七〇〇石であった。御免酒屋は、造った酒を問屋を経由しないで、直接江戸新川界限に出店して販売した。

この関東上酒御免酒が、関東地廻りの酒造業にどのように影響したのか、価格・技術の点から柚木は否定的だが、いまだその実態解明は不十分であって結論を見いだすことは控えたい。だが、関東上酒御免株は天保四年に上ヶ株とになって、関東上酒御試作御貸株となり、江戸での販売を目的としたものという当初の意味を失った。

田村酒造の創業 享和二年（一八〇二）一〇月、幕府は洪水被害を理由に、半高造りを命じ、関東地廻り酒の江戸入津樽数を、御用酒と上酒御免酒を除いて半減する触書を出した。しかし、翌年には減釀令は解禁となり、さ

らに文化三寅年には米価下値のため、休株の者や、無株の者でも勝手に酒造をしてよいこと、また従来の酒造渡世は定められた酒造高にかかわらず米を仕入れてよいという、酒造の自由営業令が出された。以降、文政八年（一八二六）と一一年に、寅年より始めた休株と新規渡世の酒造制限が出されているが、天保元年の減釀令まで自由営業がつづいた。福生村の田村家が酒造業を開始したのは、この酒造の自由営業期であった。田村家が、酒造を始めるに至った事情

については、田村勘次郎の息子の金右衛門（天保八年（一八三七）、宮沢村へ分家）が、明治二年に書き残した「見聞夜話」に詳しい。

本店酒造ハ文政四年の頃始る、我等十三才の年也、二ノ宮から沢酒造借家人亀屋儀兵衛なる者店だて候間、無^{よんどころな}扨く父を頼み酒造蔵取建カシ呉れ候様申すニ付、始めにハ堀向之畑へ建て候積り之所、又々居屋敷内と定り、蔵出来之上、二ノ宮より桶其外共引取り候処、亀屋事不如意ニ相成り候や、対談違交ニ付、無^{よんどころな}扨く自分にて酒造いたし候様に相成り候、同^{また}ハ諸道具売り方ニ困り父ヲ謀計ニテ道具遣し候哉と、子供心ニ存し候

とあり、文政四年に、二の宮の亀屋という酒屋から酒造道具を売りつけられたことが、田村家が酒造業を始める契機となったことを語っている。

「見聞夜話」には、つづいて

夫より有金等は蔵普請ニ遣い払い候故、所々にて拾両廿両ツ、借用いたし酒造いたし候所、其年ニ金貳両貳分^{もつ}儲け候よし、夫より引続き損亡いたし候事、無之く候

と書かれていて、酒造創業期の資金繰りの苦しさ、最初の酒造年に利益を出し、以後失敗がなかったとある。

「見聞夜話」には、当時の儲け二両二分について、こんな話をのせている。

其頃は、中々世上ニ金子無之く二分壹両ツ、借用いたし候ニも、名主奥印無之く候てはかし^{貸借}かり無之く候、其頃二本木伊右衛門殿と申す老人金子貳拾両持参いたし、父兄姉等を集め、大金故間違ひ有之り候ては相成申さずみなく見る所にて借遣し申すべく趣き、殊之外手おもに申され候事覚悟に候、尤^{もつと}今の千両ニもくらばり候事の様ニ存じ候、父の咄しに福生村ニ拾石百姓ハ壹人も無之く趣き申され候

田村家が酒造を始めた文政頃は、福生村あたりでは貨幣の融通が十分ではなく、酒造によって得た現金が貴重であったことを物語っている。また文政四年から三〇年後の嘉永三年（一八五〇）、八王子八日市宿百姓源兵衛地借り儀兵衛と田村勘次郎との間で、酒造道具代金をめぐっての紛争を記録した「嘉永三年正月 八王子一件訴返并始末書写」によれば、酒造道具を勘次郎へ売ったのは儀兵衛ではなく、その父の武左衛門であったとある。なお、武左衛門は、二ノ宮村の名主清兵衛の酒蔵を借りて酒造稼ぎ（天保一三年九月の触書により、酒造株を酒造稼と改称）をおこなっていた。田村家が酒造を始めるころは、「見聞夜話」や嘉永三年の訴訟で知られるように、後の身代からみればわずかな五〇両という金の工面がなかなか大変であった。したがって、武左衛門が田村家に酒造道具の売り込みを計った事情については、何かもう少し理由があるものと考えられる。たとえば、「安政五年春 和詞の都女」（以降、資料は断りがないかぎり田村家文書）の末尾に、「武州多摩郡福生村名主長兵衛申上げ奉り候、当村名主十兵衛祖父勘次郎父文左衛門、出稼ぎ酒造渡世罷り在り候処、売掛滞り出来候ニ付き」とあり、勘次郎の父の文左衛門が、どこか他村の酒蔵を借りて酒造をおこなっていたが、売掛がとどこおり経営がうまくいっていなかったことが書かれている。文政四年以前にすでに酒造にかかわっていたことが、武左衛門から酒造道具を買った理由にあることが推測される。

刊の店内

国税庁税務大学校租税資料室に、埼玉県朝霞市の人から寄贈された一升徳利がある。この徳利には、く離れた膝折に同じ刊の家印が有るのはなぜなのだろうか。

「膝折 刊 田村屋」という文字が焼き付けられている。田村家の家印は「刊」である。福生から遠く離れた膝折に同じ刊の家印が有るのはなぜなのだろうか。

刊の家印は、田村の店内つまり商家同族団の印であった。田村家がいつごろからこの家印を使うようになったか、明らかではないが、江戸開府の頃から、江戸鎌倉河岸で白酒を製造販売していた豊島屋が田村姓で家印が「刊」であ

ったことは注意を要するが、現在のところその関係は判然としない。また、店内には、店内の契約書というべき「店内議定」が存在したことが、店内店卸帳に記載されているものの、いまだ確認されていない。したがって、店内の形成のされ方と経営について、「見聞夜話」に書き残された宮沢村の田村金右衛門と杜氏の岩次郎の場合をみて、店内の店卸帳によって経営の規模と変化をみることに留める。

「見聞夜話」によれば、金右衛門は一三歳のときに長沢、一六、一七歳の頃に字中川で田を開墾、錢亀久保の山四反を父からもらった。二四歳のとき、檜原で酒造渡世を始め、二九歳まで六年のうちに五造したが、この間少しも生酒ができず、結局、およそ四四、五両の損失を出し、貸方帳面を父に渡して処理した。この二九歳のとき、飢饉で地獄同様に思えて心細く、逃げて帰村した。天保八年八月、宮沢に引越した。宮沢の蔵は、天保五年に八王子八木屋兵助が所持していた酒蔵を、一五五両で買い取った。この蔵はもとは、越後生まれの嶋屋伊兵衛が所持していたが、腐造のため株・屋敷ともに八木屋に借財の形にしたものであった。本店へ店賃を年々一二両宛納め、一年目の弘化四年（一八七）に宮沢の酒造買金も店賃でまかなったので、父より譲渡されて、自分のものとなった。

金右衛門は、天保一三年に、押立村の柳屋という蔵を借りて、江戸酒を七分買い入れ、宮沢と掛け持ちで、月に一七、八日は江戸に買い出しに行っていた。この蔵は五造で引き上げた。

宮沢の蔵は、穀蔵、木小屋、広敷と建て替え、安政六年には酒造蔵も建て直した。この間、嘉永年間には大腐造となり、二〇〇両余の損金を出し、店内の者から渡世をしようように意見され、そのつもりでいたところ、拝島蔵と本店からと配を借りて一三〇石ほど造った。その酒は、初めはよかったが夏になって追々腰が抜け、ごく風味が悪くなり、この年かぎりでも渡世をしようものと観念したところ、秋の店卸しが三〇両ばかりの損失で済み、腐造のもろみも焼酎

を取ったところ夏の暑さが強くてよい値段で売れ、古い貸付も取れたため、酒造をつづけられた。

慶応二年（一八六六）春にはさらに、平蔵、船蔵を建て替えたが、同年六月一六日朝七つ頃に福生の本店が、六つ半に中神の中久が打ち毀されたのにつづき、五つ半頃に宮沢へ武州一揆が押し寄せて、八つ頃までに、二階家、木小屋を引き毀し、広敷は半分つぶし、酒造普請が九分通り仕上がっていたものを皆打ち毀した。桶類も残らず打ち毀された。六月一九日から復旧にかかり、三年かかって酒造蔵の普請は終わった。

以上、宮沢村の田村金右衛門の場合をみたが、店内の形成が、ひとつには酒造経営の資金関係、具体的には酒造蔵開設の資金と営業資金の供与にその関係の基本があることがわかる。

宮沢の金右衛門は、本店と血縁関係にあるが、次に血縁関係のない熊川村の岩次郎の場合をみることにする。

岩次郎は熊川村の百姓で、熊川村の名主であった石川家の手伝いなどもしていた。石川弥八郎（亀三郎）の書いた日記の文政八年八月一日の記事に、「福生勘次郎殿御出で也、是ハ岩次郎同人方へ頭司ニ抱え度く懸合う」とある。田村勘次郎から頼まれて岩次郎が「頭司」（これは「杜氏」であろう）として福生へ行くことになったことがみえる。翌年の文政九年八月三日の亀三郎の日記にも、岩次郎が福生へ勤める記事があり、岩次郎が毎年田村酒造の杜氏として働きに行っていたことがわかる。

田村酒造の杜氏としての岩次郎は、扇町谷への米の買い入れや、酒造蔵の拡大に活躍する。酒造蔵の拡大では、文政一二年に相模国津久井県三ヶ木村安兵衛から蔵を借受けている。勘次郎の日記によれば、同年九月一五日、勘次郎は岩次郎をともない三ヶ木村に着き、翌一六日に一か年一〇両で借りる契約を結んでいる。ところが、文政一三年三月一九日の日記には、一〇か年間岩次郎が酒造をおこなって津久井の蔵を引受るはずが、酒の売れ行きが悪いので身

を引きたくて、岩次郎が熊川村に戻って来たときと非難する記事がある。岩次郎はその後八月になって駆け落ちしてしまつた。勘次郎の日記には岩次郎を心配する記事が散見されるが、江戸本所二丁目にいるとの情報もたらされた。

岩次郎が投げ出した津久井の蔵は、損失が多く、文政一三年で酒造を止めてしまふ。この年の一二月八日の記事には、子年（文政一一年）より違作のため、酒造株を持たない者の酒造停止が命じられ、多摩郡では大久野村・下村・梶田村・宮沢村・今井村・雨間村、入間郡では上根岸村・野田村・岩沢村・野田村二か所・川与村・笹井村・藤沢村・上サ新田・久米村・所沢村・北永井村・入會村・^{（勝か）}正楽寺村で隠造りをしていたものがあつたことが書かれている。その直後から、日記に酒造株を買い受けに相談にくる記事が見られ、酒造株の取得に隠造りをしていた者が走っている様子を知ることができる。

天保二年三月一三日、岩次郎の帰住について扱ひ人が入り、八月四日に江戸から帰つてきた。江戸から帰つてきた岩次郎はふたたび田村酒造で働くことになったが、天保三年七月二五日、熊川の石川弥八郎から、岩次郎の妻の病が長引きそうなので、田村からの暇乞いについて申し入れがあつた。その翌日、雨間村の太郎右衛門から酒造蔵の件で相談があり、九月五日、勘次郎が熊川にやってきて雨間の蔵を岩次郎に仕入金五〇両でやらせたい旨の申し入れがあつた。岩次郎は雨間で酒造を始めた。

天保四年三月五日の日記には、酒造無株の者も一〇〇石に金一〇両を差し出せば酒造鑑札が交付され（酒造廃業時に返還）、酒造米一〇〇石に三分の冥加永を上納すれば営業を認める内容の触書が到来したことを伝えている。同年八月七日の記事に見える雨間酒造株願ひは、この触書にかかわるのであろう。

天保四年は違作で、酒造減醸令が出され、五年は豊熟であつたが、七年は違作で年末には打ち毀しの張り紙の話が

亀三郎の日記にあり、酒造家も大凶作と日記に記されている。八年は豊熟であったが、打ちつづく違作で米値段はさがらず、幕府は酒造制限と江戸入津樽にゅうしんの規制を強めた。

天保飢饉による米の高値が、せっかく雨間に蔵を開いた岩次郎（天保七年二月五日、久左衛門と改名）の商売を頓挫させてしまった。『石川酒造文書三』にある「売掛出入稿」と「久左衛門売懸御尊判願日記帳」によれば、久左衛門は、米が高値のため売り捌さばきが引き合わず、天保八年八月に酒造を止め、その売掛代金の未収金をめぐって訴訟におよんだのである。

その後、久左衛門は、天保十一年九月の店内店卸帳に「五日市土屋 石川久左衛門」とあり、五日市の土屋家の蔵を経営するようになった。

久左衛門は、安政四年一月に田村の店内が、「よばわり山」といわれ、行き方知れずの人を連れ戻すのに靈驗あることで信仰を集めた今熊山に、鋳物製の灯籠を寄付した書類にも、名を連ねている。また、文久元年（二六）一月には、田村勘次郎から熊川村久左衛門が酒造仕入金一六〇両を、杉山を引当に借用している証文が、『石川酒造文書四』に載っている。明治三年（八七）からは小川の蔵を明治一五年まで経営していたことが、店卸帳からはみえるが、その後についてはわからない。

田村店内の形成は、金右衛門のような親族、または岩次郎のような酒屋働きの者が、本店から資金を借りるか、本店が買収または借請けて、店賃をとって店子に貸付ける関係が基本であったことは、田村勘次郎の息子の金右衛門、杜氏の熊川村岩次郎（久左衛門）の例によって推定できるであろう。

田村店内の規模と変遷は（表Ⅲ-50・51、図Ⅲ-73）に示した。店内が最大規模となった明治一四年（酒造年度）に

は店内全体で総売上約九万四〇〇〇円となり、東は足立郡から入間郡、西は南多摩郡までに分布する規模に成長したのである。しかし、前述したとおり、本店と店内各店の関係が十分解明する余裕がなかったので、店内関係について断定できないことを改めて断わっておく。

また幕府は、天保一三年九月、従来「酒造株」とよんでいたのを「酒造稼」と改め、出造り・出稼ぎを禁止した。一二月には酒造出稼ぎを、来る五月で差し止めることを触れ出し、酒造鑑札を改正している。この出造りの禁止が、個別経営の共同体としての店内の形成と、どのようにかわるかは、今後の検討を待たなければならない。

※番号のない年表は、村名のみで店名のないもの

[illegible]

681

表Ⅲ-50 田村家店内一覽（～明治22<1889>年）

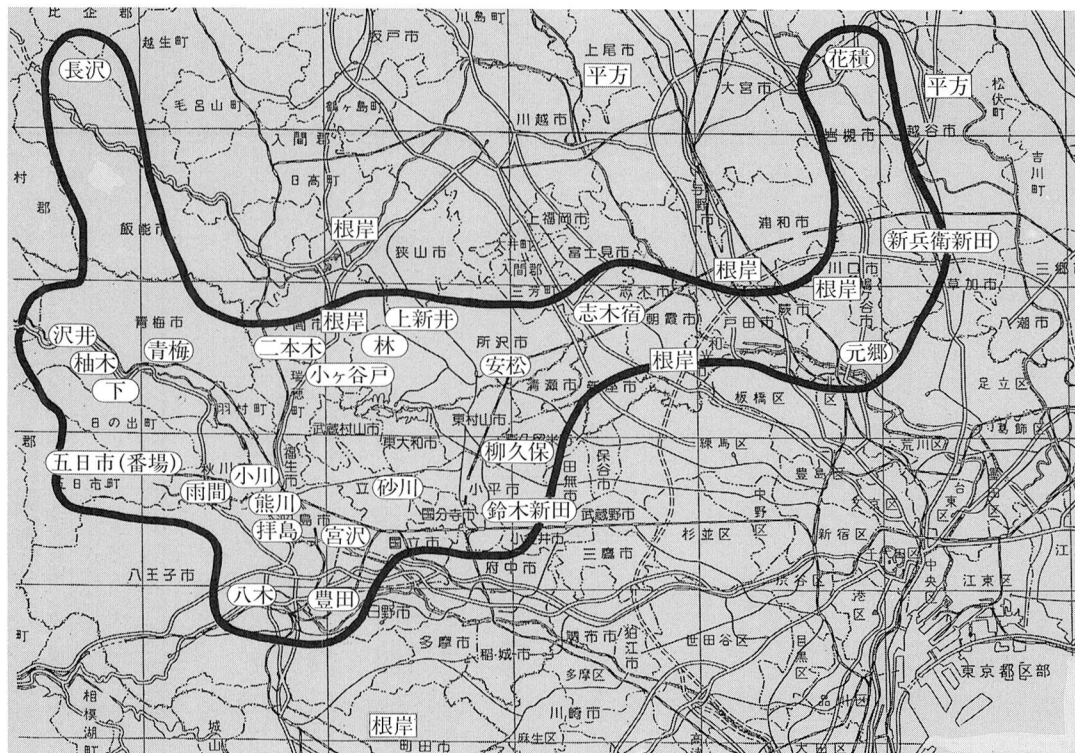
[illegible]

表Ⅲ-51 酒造入金からみた田村店内の規模（明治4年までは両，明治5年からは円）

酒造年度	田村本店	宮沢	二本木	五日市	雨間	拝島	安松	新井衛新田	上新井	平方	番場	柚木	根岸	林	柳久保下	砂川	鈴木新田	柳久保上
天保10	610	510	190	237	192													
安政元	956	755	435															
2	1071	643	569	576	267	1133	574	585	513	367	243							
3	1270	730	668	553	255	1317	776	623	385	479	439	376						
4	1334	642	654	453	258	1272	725	637	337	258	358	597						
5	1252	658	606	404	300	1210	835	833	327	391	322	615						
6	1387		719	388	344	1523	906	1144	474	520		698						
万延元	1538	855				1588		952										
文久元	1512	723	883	455	487	1650	895	635	450		303	764	251					
2	1601	867	910	468	493	1783	1013		505		224	821		411				
3		1210	1136	535	790	1978	1111	1343	610		446	1184		769				
元治元	2627	1912	1313	919	997	2563	1766	1732				2010		1094	1130			
慶応元			1757		911	2881	1807	1580	847		1074			1635	1216	945		
2	2679	2924				2906					1175	2334		2264	2096	1250	951	
3	1586	1863				1785						1135		1046	1232		1322	
明治元		1982					700					1356		999	1228			589
2	2030	3094	2390			3053	1915					1851		1902	1886			1137
3	3125	3041				2953	2139					2350		1644	1426			1241
4	2259	2040				2107	1772							1264	1496			1086
5	3156	2417	2287				2199					1860		1330	1979			1712
6	3718	3072	2435			3377	2576							1744	2451			
7	4092	3593	2568			3935	3090					2635		2623	2487			1715
8	3870	3591	2764			3850	2970					2354		1950	2478			1737
9	3289	3124	2666			3561	2418					2253		1941	2026			1516
10	4500	3266	3550			3956	2869							2539	2325			1803
11	5028	4664	3280			4887	3657					3388		3171	3442			2328
12	5356	4569				5642	4028					4141		3432				2328
13	6750											5213		3916				
14	7350	4199				7085	4781					4773		4567				2087
15	5753	3978	3420			6142	4205					3569		4050				1435
16	3668	2787				3058	2527					2385		2354				1006
17	3684	3436	2433			4488	2858					2409		2364				
18	4675	3153				5100	2089					2324		2340				
19	6106	4986					3385					3411		2922				
20	6288	3688					3020					3896		2714				
21	6490	3690					3474					3799		3070				
22	6403	4119					3733					3733		2606				

第1節 酒造業の展開

酒造年度	沢井	小川	小ヶ谷戸	長沢	豊田	下村	花積	安松新田	小川	五日市	番場	元郷	志木宿	青梅	八木	下村	小川熊川	合計
天保10																		1739
安政元																		5828
2																		6825
3																		7871
4																		7525
5																		7753
6																		8103
万延元																		4933
文久元																		9008
2																		9096
3																		11112
元治元																		18063
慶応元																	934	15587
2																	2580	21159
3																	863	10832
明治元																		
2	718																1657	21633
3	1793	1220															1702	22634
4	1822	981	793															15620
5	2369	2488	1369	892													1858	25916
6		2188	1842	1660	793												1981	27837
7	3276	2496	1950	2252	1431	849	831	2011									2664	41498
8	2557	2152	2009	2361		1620	1572	2037									2864	42686
9	2183	1627	1695	1975	1681	1501	1801	1517	2109	1171							2300	42354
10	2403	2093	2371		2202		1941	1512	2913	1684								41927
11	3124	3025	2236	2776	3094	1952	2762	2938	3357	2389							3813	65311
12	3967	3452	2104	4111	3452	2487	3062	3211	4564	3101	934	2121					4537	70599
13	4823		3630	5166				4023	4823	3673	2374		2550					51941
14	5370	4344	3781	5442	3267	3261	3656	3085	4454	3623	3134	3248	3930	1734			6497	93668
15	4125	2978	3650		3080	2930	3279	3282	2763		2825	3145	3145		4109		8099	79980
16	3443	2260	2003		1224	1891	2334	1592	1908				2435		2369		4260	43504
17	3022	2261	2030		3495	1746	1899	2014	1915				2221		2765		7650	52690
18	2482	1445	1647		1647	1649			1481				1624		3554		5324	41534
19	3368	1520					868						2694		2506		8297	40063
20	3150	2532											2342		3466		6398	37494
21	2698	2941				2293							2191		2830	826	6776	41078
22	2608	2859				2364							3454		3320	1624	7224	44047



图III-73 田村酒造店内分布概念图

第1節 酒造業の展開

文政一二年

八月二三日

酒元取日待

九月 九日

高尾山で家内安全・酒造繁昌護摩祈禱

一四日

酒造働き久五郎来る

一八日

扇町谷へ米買い（米買い頻繁につき省略）

二五日

合（間）酒中仕込み

一〇月二〇日

酒造仲間より酒値上げの廻状

十一月 一日

四尺桶出来る

一二月 一日

酒添え

一〇日

所々酒粕配る

一六日

酒樽来る

二八日

酒蔵しめ祓い

正月 一日

高尾山代参、こしき仕舞い

二月一〇日

上げ船仕舞い

一五日

昨日より焼酎取り始め

二五日

酒屋仲間会合、三月節句より一貫六〇〇文、五月節句より一貫七〇〇文売値段取り決め

三〇日

酒一本あられこし致候、今日焼酎取仕舞い

三月 七日 酒二番をり引き

四月 一六日 酒煮替え

二九日 酒一番火入れ

五月 三日 江戸焼けにつき酒売れ方よし

六月 一四日 酒二番火入れ

七月 五日 酒六尺桶一三番火入れ

九日 酒道具土用洗い

八月 八日 酒袋浚する

右のように、間酒、寒造りがおこなわれていて、正月以後の春酒はまだ造っていなかったが、天保三年からは春酒の記事も見える。また、天保五年二月一八日の記事には、「酒遅造り之分、去十七日添ヲ立、拾石式ツ造り候積り、十九日中添、二十日仕舞、二十一日中、二十二日仕舞」とあり、三段仕込みの方法が取られていたことがわかる。酒屋働きには、前述の岩次郎のほか、越後から多く来ていて、近江の人も見える。現在、田村酒造の杜氏は南部杜氏である。また、石川酒造の熊川蔵の杜氏は越後杜氏である。森田酒造は文政期には信濃杜氏であった。

天保六年（一八三五）の日記に、八月四日、雨間岩次郎・宮沢吉蔵・檜原金右衛門の立会で酒蔵の店卸勘定をしていることがはじめてみえる（吉蔵も岩次郎と同じ田村本店の蔵人で、天保二年に五日市の蔵を借り、五年に宮沢を借りる）。経営管理の共同体である店内の形成と考えてよいだろう。

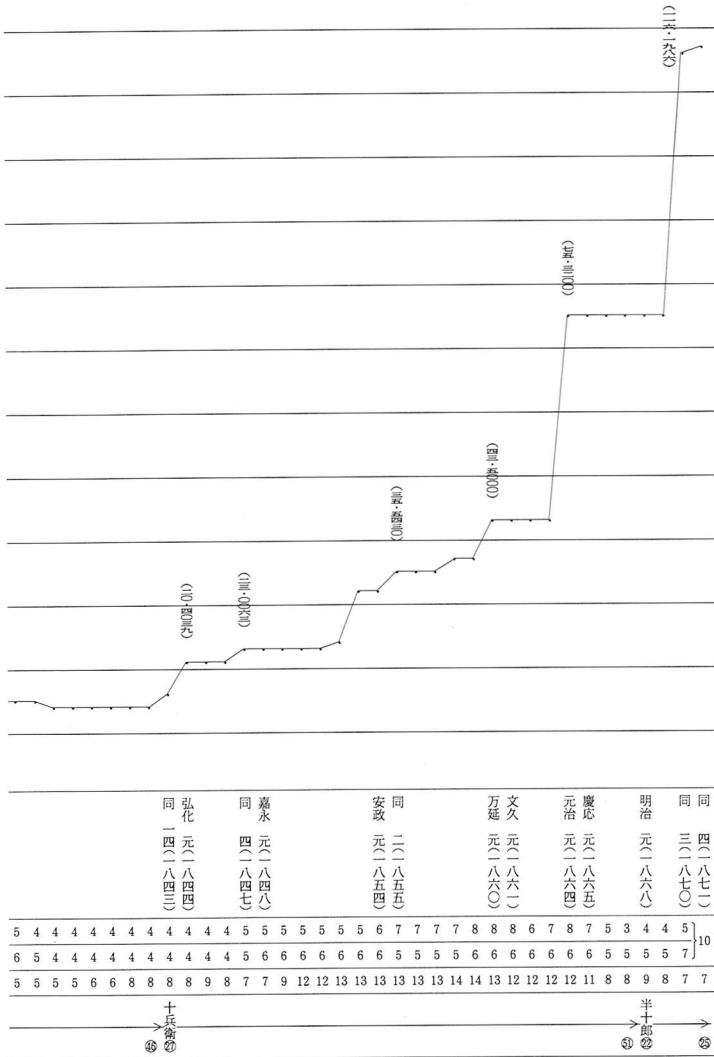
天保一二年二月一日、五〇両で寄合講を始めて取り立てたと日記にある。以後、毎年二月一日・六月ないしは七月

一日の仲間相統講と、九月一日（ほかの日もある）の店内店卸と店内無尽の記事が現われるようになる。この店内ないし仲間の相統講（無尽）という金融関係が、店内の形成に大きな役割を持っていると考えられる。たとえば、天保一三年から石川和吉が、相統講に参加していることが日記に見られる。和吉は、上川原村指田家から天保九年に田村家の養子となった十兵衛（圭蔵）^(蔵)の実際の兄で、やはり天保六年に熊川の石川家へ養子にきたのである。和吉は、嫡買^{しやうまい}の商いをしていた関係もあって、天保一〇年に養父の石川亀三郎が死んでから、酒造はしていなかったが田村の相統講に参加していた。また、こうした田村・石川両家の関係が、石川酒造の創業の背景となっていることは確かである。

田村本店と店内の関係が、金融に重要な役割があったことは、明治五年「店内口取帳」を見ると、仕入金、糶買入金、無尽掛金等の名目で数百両宛の貸し金^{（金）}が、店内に対してあることによってわかる。毎酒造年度の終わりの九月の店内店卸のときは、その年に利益の多かった順に席を決めたという話が伝えられているように、厳しい経営管理で店内が経営されていた。たとえば、『石川酒造文書五』の明治三年二月二日の記事には、小川蔵（石川家経営）の支配人が、蔵の金を三〇〇両流用して貸金業をしていたことが露頭し、店内が寄り集まって吟味したことを伝えている。本店はその始末を店内に任せ、その結果、貸し金は店内で集金し、支配人へは一〇両と衣類を与え、押島蔵へ預け、後任の支配人は、早々に店内から見つけることとしている。資本だけでなく、人事についても店内の共同性を知ることができる。

田村家の経営については、表Ⅲ-52に示したように、天保一年の土地の持高は約一五石であったが、元治元年（一八六四）には約七五石、明治三年には約一一七石と増加している。ことに、店内経営が展開する天保末年からは、等

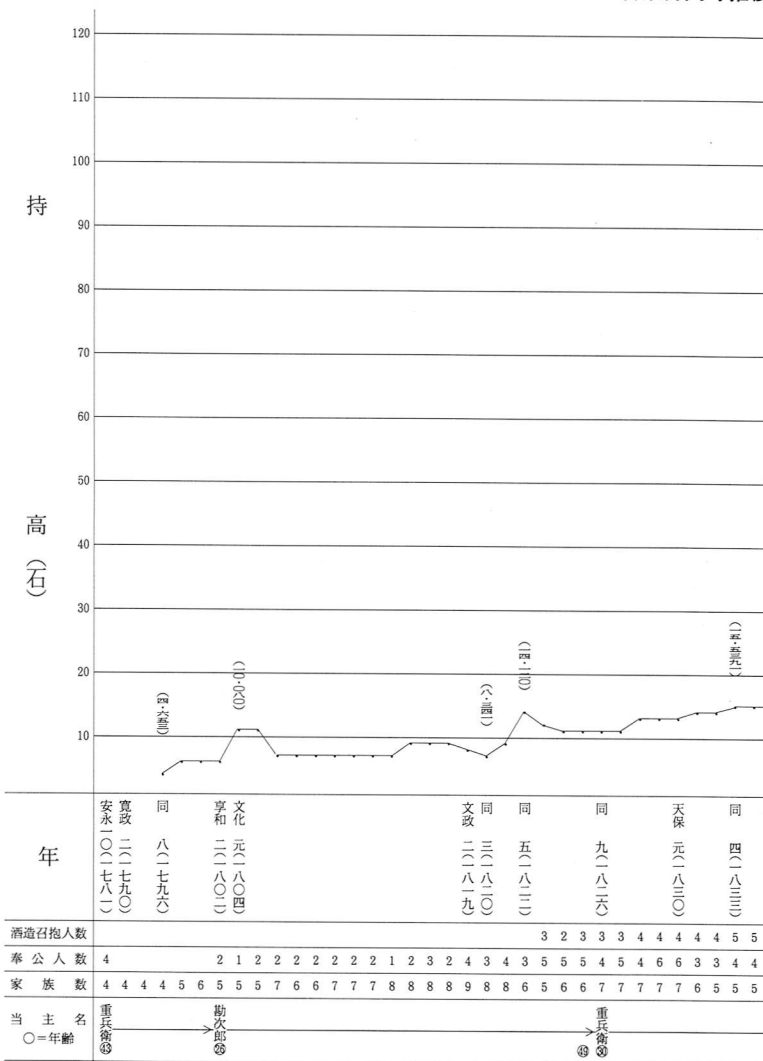
(安永10年〈1781〉～明治4年〈1871〉)



(注) 田村半十郎家文書「宗門人別帳」等より。
明治元・2年の召抱人数のうち1名は醤油醸造人。このほか文化6年より明治2年
まで馬一匹、明治4年に舟2艘がつけ出されている。

第1節 酒造業の展開

表 III-52 田村家持高等推移



表Ⅲ-53 大福帳からみた田村酒造の資産

	店内貸付	諸口貸付	有金・有酒	銀行預金	地 代	酒造純益	酒造売上
明治 15 年	64470	38462	3956	7353	3476	388	18145

明治 23 年 田村家資産

	土地（福生村）	土地（村外）	有価証券		備考（所有株会社）
面積	128 町 6 反 4 畝 29 歩	128 町 6 反 7 畝 7 歩	銀行株	13350 円	66・78・青梅・扇町屋
地価	9130 円 93 銭 2 厘	9125 円 11 銭 5 厘	鉄道株	21420 円	甲武

比級数的に増加している。一方酒造経営は、店内がいちばん多くなった明治一五年の店卸しでは、田村本店と直営の拝島店の売上合計は一万八一四五円であったが、純益はわずかに三八八円に過ぎない（表Ⅲ-52・53）。

小川村森田酒造と石川酒造 次に、熊川村の石川酒造について『石川酒造文書』によって述べる。

熊川村の名主であった石川家は、寛永二十一年（一六四四）の普濟寺和尚から、石川衛門丞の孝徳を讃えた文が残っていることからわかるように、江戸初期からの名望家であったが、土地の持高は、江戸時代全期を通じて一五石余であった。亀三郎の代、すなわち寛政時代から、妻の実家である成木村木崎家との関係からか、石灰の商いをおこない在郷商人化したと考えられる。

亀三郎は、天保一〇年（一八三九）八月に死亡し、跡を継いだのは上川原村の指田家から天保六年に養子に來た和吉であった。和吉は、すでに述べたように田村家へ天保九年に指田家から養子にいった圭藏とは兄弟であった。和吉は、綿の売買をおこない、石川家をより商人化した。亀三郎が死んだ後の天保一三年の圭藏の日記に、六月一日の無尽に熊川弥八郎の名があり、酒造を始める以前から和吉は田村の店内同様であったと考えられる。

石川酒造の創業は、文久三年（一八六三）九月一日である。田村勘次郎賢真の日

記の八月三日には、熊川弥八郎が小川で酒蔵を借り受けた記事がある。

石川弥八郎（和吉）が借りた小川の蔵は、熊川村とは多摩川の対岸に位置する小川村の森田儀左衛門の酒蔵であった。森田酒造が元禄以前からの酒造りの歴史を持ち、正徳・天保期の酒造自由営業期に大きく成長したことはすでに述べた。

森田家は文政二年、当主の儀左衛門が死亡すると、養子をとって家の継承をはからねばならなかった。

石川亀三郎や、中神の中野久兵衛、八王子の衆が仲介に立ったが、養子がなかなか決まらず、森田家は経営の危機をむかえた。

文政六年（一八三三）六月、儀左衛門死去以後、八王子宿の八日市・横山の市場の織物買送り役を代行していた八王子の井桁屋長蔵などの代わりに、親類の中神久次郎が、買送り役を預かることになった。さらに七月、株金七〇両、十か年季で戸吹村の嘉兵衛に譲与している。

織物買送り役の株譲与につづいて、文政九年八月、八王子の左兵衛に酒造一式を十か年季で借し渡すことになった。森田の酒造を借りた佐兵衛は、近江国蒲生郡松尾町に家を持つ近江商人であった。借用証文では、左兵衛が借主となっているが、同月の「森田儀左衛門酒造（図）」には、酒造蔵を秩父大宮の亀屋太右衛門に九か年季で貸すとあり、その代人として左兵衛の名がある。そして、文政九年八月「酒造道具改之帳」の末尾に「亀屋佐兵衛」と記されている、左兵衛が亀屋の屋号で酒を造っていたことがわかる。亀三郎の日記に、小川の亀屋から酒を買っている記事がしきりに見られ、石川家も左兵衛から酒を買っていた。

佐兵衛は、文政九戌年（一八二八）八月から天保六未年（一八三五）八月まで、初め三か年は一か年一三両、後七年は一か

年一七両で蔵を借りる事に証文の文面はなっている。一〇か年合計一五五両（平均一か年一五兩二分）となる。しかし、文政九年から天保六年までは、酒蔵図にあるように九年間しかなく、証文上は天保六年までの契約となっているが、これは記載上の誤りで、天保七年までの契約であったことと推察される。

佐兵衛は天保八酉年八月から弘化四未年（一八四）八月まで、ふたたび一〇か年間、一か年二〇両（合計二〇〇両）で蔵を借りている。

左兵衛が弘化四年まで借りた後、安政二年までは不明であるが、安政三辰年（一八六）一〇月より文久元酉年（一八六）八月までの五か年間は、一か年二五両（合計一二五両）と、本店御神酒として毎日酒三合を出すことで、五日市村の半左衛門が蔵を借りている。

森田酒造文書中に次の酒造蔵の借請証文が見えるのは、明治元辰年八月より一寅年八月までの一〇か年間、一か年三〇両（合計三〇〇両）と本店御神酒毎日三合で契約した石川弥八郎である。

酒造蔵借請一札之事

- 一 酒造蔵 壺ヶ所 但 梁間五間貳尺
桁行八間四尺
- 一 表裏おろし広敷釜屋むろ屋共
- 一 諸道具一式 別紙品書之通
- 一 土蔵 壺ヶ所 但 梁間四間
桁行八間
- 此分本店より兩遣^{つかい}二付、北口ノ分計
- 一 木小屋 壺ヶ所 但 梁間三間
桁行六間

此分本店ト両遣ニ付北之方半分

一 細工小屋 壺ヶ所

右家賃壺ヶ年

金三拾兩宛

外ニ

本店為御神酒
毎日酒三合ツ、差し上げ申す可く候

右は、貴殿御所持之倉庫、当辰八月より来ル寅八月迄拾ヶ年季ニ相定メ借請け申し候処実正也、然ル上は、家賃毎年十二月七月両度滞無く相済み申すべく候

一 御公儀様御法度之儀は申すに及ばず、惣じて是迄御藏之御作法堅ク相守り申すべく候

一 火之元大切ニ致し、万端不取締の儀無之様情々氣ヲ付け申すべく候

一 書面借請之分、家根替其の外修復之儀、其の時々我等方にていたし、下々地損じ申さず候様取計い申すべく候

一 諸道具損し申さぬ様大切ニ致し、年明之節は取揃え、若し不足之品等出来候ハ、補理不足無之様仕り御返し申すべく候

右之通少しも相違之儀申し上げ間敷く候、後日のため一札入置き申し候処、仍つて件くだんの如し

明治元辰年
八月

熊川村 借主 弥八郎^印

小川村 儀左衛門殿

御親類 四郎兵衛殿

小山村 御親類 清兵衛殿

石川弥八郎と森田儀左衛門の酒蔵貸借証文は、右の明治元年の証文しか森田家文書にはないが、すでに述べたように、文久三年九月一日に石川和吉が小川の酒蔵を借りて酒造をはじめたことは確実である。

その後、明治一六年（一八八三）一〇月、森田酒造の蔵は、越後国頸城郡遊光寺村の飯倉要造に、一〇か年間、一か年四〇円（合計四〇〇円）、ほかに毎日三合の香料などで貸し渡されている。

明治維新と 慶応四年五月二七日、新政府は初めて酒造についての「定」を発した。その内容は、御一新につき鑑

酒造政策 札を改めて発行すること、規定のほかの増造りを原則的に禁止すること、凶年には減造すべきこと、

酒造一〇〇石について金二〇両を上納すること、であった。

しかし、この新政府の初めての酒造に関する布達が出された日付の二日前の「石川千代蔵の日記」には、飯能戦争の様子が記されていて、とても新政府の布達が、関東の酒屋に届く状態ではなかった。新政府の酒造についての指令が関東の酒屋におよぶようになったのは、慶応四年七月二七日付の布達からである。

江戸開城により、鎮台がおかれ、これは七月一七日に廃止されて、鎮将府が軍政を布いた。鎮将府は関東取締を担当することになり、その取締の一環として酒造・濁酒造・醬油造のいわゆる三造の取締についての布達を出し、それ

福生村 証人 勘次郎 印
小川村 証人 文 平 印

ぞれ新規鑑札を交付することとした。これと同時に、三造経営者の所持田畑、古株酒造高、製造桶、醸造場規模の調査をおこなった。

つづいて八月二〇日、関東の水災と戦乱による疲労を理由に、高一〇〇石に付金二〇両の冥加金という京都における布達を、酒造高一〇〇石に付一〇両、濁酒は一二両、醬油造は七両へ減免する旨が布達された。

一月二七日の布達によれば、仮鑑札から本鑑札へ引換えられることになり、酒造・濁酒造は一〇〇石に付金五両、醬油醸造は三両の冥加金が併課された。これは、関東諸県の場合は、移出しないので運搬費を要しないために利潤が多いことが理由とされた。

一二月三日、会計官の布達により、冥加金は毎年一〇月に、寄場組合村の大惣代が取纏めて上納することとなった。明治二年正月二九日、関東の府藩県に対して、新規酒造を去一二月中までに出願したものに対して、仮鑑札を交付するので、組合村かぎりに台帳に認めて冥加金を取纏めて、寄場組合村惣代が海運橋際の生産引立会所へ出頭するようにとの布達が出されている。

七月には、関東と伊豆国に対して、免許鑑札が交付され、最寄りの県知事が取締りにあたった。この大蔵省布達の特徴は、冥加金の取集めや諸願の任には従来どおり寄場組合の惣代、大惣代があたったが、寄場内に酒造・濁酒造で一組合、醬油造で一組合を定め、それぞれ人選をもって惣代をきめたことにある。

明治元年から二年にかけての明治新政府の酒造政策の推移を列記してきたが、この一連の布達で示される酒造政策の特徴は、冥加金を引き替えに新規営業を認めることと、会計官・大蔵省の布達が関東諸県と伊豆国にかぎられていることにある。布達が関東・伊豆にかぎられているのは、新政府の酒造政策をおこなうことのできる所が、わずかに

近畿および関東地方に止まり、そのほかの国々は依然として各藩の旧規によっていたためである。また関東における酒造取締りには文政取締改革で設けられた寄場組合を機構とし、寄場組合ごとに酒造の組合を設けて、同業者を組織化し取締りにあてたが、これは旧幕府時代の取締機構を用いながら、その機構内に新しく設けられたものであった。

明治二年一二月三日、民部省は、従来区々であった諸国の三造（酒造・濁酒造・醬油造）の株鑑札渡方ならびに冥加上納について、初めて全国的に統一した方針を示した。課税については、三造とも鑑札冥加と年々冥加の二種が規定された。酒造には鑑札冥加高一〇〇石につき金一〇両、年々冥加高一〇〇石につき金一〇両、濁酒は一〇両と七両、醬油は五両と三両がそれぞれ賦課され、例年一月に、畿内・南海道・山陰道・山陽道・西海道三八か国は、大阪出張通商司。東海道・東山道・北陸道三五か国は東京通商司へ納税することとなった。

翌明治三年一月、熊川村組合（元拝島村組合）は、酒造家三軒、酒造株高合計九〇〇石（その半高造）、冥加金二五両。濁酒造・醬油造を合わせて三〇両一分の冥加を、公事宿の秩父屋清助を通じて、組合村惣代石川弥八郎の名で書上帳を東京通商司へ提出している。こうした書上帳の提出を受け、政府は酒造の実態について、初めて全国的に把握することとなった。

池上和夫「明治期の酒税政策」『社会経済史学55』では、明治二年二月の民部省達を、関税と内国消費税に依存した、欧米の近代的租税体系をモデルとした明治政府の租税構想にとって、内容的には旧幕府時代の酒造冥加と本質的には異なるところがないにしろ、政府が酒造への統制を媒介にして酒造税の確保をはかることを、非常に早くから意図していたことが表れていると意味づけている。

醸造税則

明治四年七月一日、太政官により「清酒濁酒醬油鑑札収与ならびに収税規則」（以後、醸造税則と略称する）が布告された。深谷徳次郎「明治前期における酒税改正の史的意義」（『宇都宮大学教育学部紀要38』）にも指摘されるように、それまでの酒造に関する規則が廃藩置県前ということで、全国画一の実施が果せなかったが、ここに至って「国内斉一ノ規則」が確定された。この規則によって、冥加金が廃止され、免許料（清酒・味醂・白酒・銘酒一〇両、濁酒五両、醬油一両一分）、免許税（毎年鑑札改の際、稼人一人に付清酒五両、濁酒一両二分、醬油一両一分）、醸造税（前年酒価平均をもとに、清酒銘酒は前年生酒代金の五分、但し一〇〇両に付五両、濁酒三分、醬油二分）を課すこととなった。また、無免許・免許申請以外の密醸または申請高以上の超醸に対する罰則規定も設けられ、税法として整えられた。酒造に関する税法の整備により、国家財政の歳入欄に、明治四年一〇月より五年一二月の会計年度に、初めて酒税の欄が設けられ、一四万六七一六円が計上された。これは歳入総計の〇・〇〇二パーセントであった。以後、明治三二年には歳入総額の三二パーセントに達するまでになる。

明治四年の醸造税則により、従来の酒株を廃止して、免許料を納入すれば、従来の実績にかかわらず酒造ができるようになった。このため、酒造家が急増し、従来一万軒ぐらいであったものが、明治九年には二万六〇〇〇軒余に増加したとある。

中村隆英「酒造業の数量史」（『社会経済史学55』）に示された、明治四年（一八七二）から昭和十一年（一九三六）の間の造石量と酒造場数の変遷にみられるように、大蔵省主税局の酒造場数の統計系列の最初の年は、明治一五年で、酒造場数は二万五四五一であり、それから推定して、明治一二年の造石量のピーク時、五〇〇万石を超えていた時点では、三万を超える場数があったものと推定されている。また、この時期は国民一人当たりの造石量が史上最高の数値を示

してもいる。

このように、明治四年の醸造規則の制定は、酒の製造場数と造石量の飛躍的增加をもたらした。

酒類税則

大蔵省編『明治財政史』によれば、醸造規則は、免許料と免許税とが重複すること、貧民の飲料である濁酒には課税し、酒類請売業者の負担がないという不公平さが存在した。これを克服し、公平均一の租税体系に必要な「工商及ヒ物品ノ税」を設定していく一環（前記、池上和夫論文）として、明治八年二月に「酒類税則」が制定された。

酒類税則では、免許料と濁酒への課税が廃止され、営業税（酒造営業税・酒類請売営業税）と醸造税が新規に設けられた。営業税は一期ごとに酒造営業税一〇円、酒類請売営業税五円と定められ、免許税的性格であった。醸造税は、酒類売捌代価の一〇分の一とされ、売上税的なものであった。また、官員巡視による検査が条文に盛り込まれ、酒税に対する、歳入としての政府の期待を示している。

酒税の間接 税化

明治一〇年一二月に、酒類税制の改正追加がおこなわれた。ここでは、濁酒についても営業税五円、酒醸造税売捌代価二〇分の一が賦課され、貧民の酒にも広汎に課税された。酒類請売営業についても、従来は卸、小売の区別はなかったが、卸売は一〇円、小売は五円とされた。

明治一一年九月の酒類税則の改正は、醸造税について、従来の売捌代価を課税基準としていたものから、造石高をもって賦課する従量課税へ移行し、間接税化した。ちなみに、醸造税は、清酒一石につき一円、濁酒三〇銭、白酒二円、味醂二円、焼酎一円五〇銭、銘酒三元であった。

売捌代価を課税基準としていたことを廃したのは、売捌代価を決定する平均相場が、実際よりも低く書き出されて

おり、税収の損失が大きかったこと。酒価が各醸造人によって異なり、酒価の平均により得失の差があり不公平であり、不正な相場書出を取締ることもできないことがその理由であった。

この改正により、酒税の租税収入中に占める割合は六パーセント代から一〇パーセント代に高まり、地租に次ぐ重要財源となった。

酒造税則

明治一三年九月、政府は酒類税則を廃止し、新たに酒造税則を布告した。酒造税則では、酒造免許税を酒造場一か所につき三〇円、酒類造石税は一類醸造酒（清酒・濁酒・その他醸造したもの）一石につき二円、二類蒸溜酒（焼酎その他蒸溜したもの）三円、三類再製酒（銘酒・味醂・白酒など醸造蒸溜の酒類を調和し、またはこれを元として製造したもの）四円と定められた。また、酒類請売営業税および行商鑑札付与の制度を廃止し、自家用酒の造石高を一か年一石以下に制限した。

この酒造税則は、明治一一年度において、全国の醸造家総数二万五四八〇人の内、一〇〇石以下が約五二パーセント、一〇〇石以上二〇〇石以下が約二五パーセントで、五〇〇石以上の大営業者は一五〇〇人に過ぎず、ほとんどが零細な業者であり、濫業濫立によって生じる脱税を防ぐため、これら零細酒造家の整理を意図したものであった。一方、規模の大小にかかわらず納税しなければならず、小規模請売業者に不満が強かった酒類請売営業税を廃止し、自家用酒に制限を加えることで酒の販売力を確保し、酒税収入の増加をもとめた。

こうした政府の酒税の増税と零細酒造家淘汰の政策に対しては、翌一四年中には、播磨・越前・因幡で酒税軽減運動がおきてきた。こうした地方の個別的な運動が、植木枝盛が明治一四年一月一日付で「日本全国ノ酒屋会議ヲ開カントスルノ書」と題する檄文を起草し、全国に散布して一五年五月に「酒屋会議」を開こうとしたから、大きな政

治運動となつていった。

五月一日、官辺の妨害を受けながらも、京都祇園中村樓に、四〇余名の酒造家を集め「酒屋會議」を強行し、植木起草の酒稅減稅請願書を出席者が各地方に持ち歸つて請願した。

しかし、政府は、こうした減稅運動を尻目に、むしろ明治一五年一二月に酒造稅則を改正し、釀造酒の稅率を倍の一石当り四圓に、蒸溜酒を四圓から五圓に、再製酒を四圓から六圓にそれぞれ引上げ、さらに新規開業出願者には、清酒一〇〇石以上、濁酒一〇石以上、その他五石以上という造石高に制限を設け、かつ、その地方同業者五人以上の連印を出願に際して必要とした。

明治四年の清酒濁酒醬油鑑札收与並收稅方法規則以来の自由な酒造營業に大きな制約が課せられたのである。

政府のこうした処置に対抗して、ふたたび減稅運動がおきたが、松方デフレ政策によつて、米価が下落し、酒価も下落するにおよんで、減稅運動は收束した。しかし、酒造稅則と松方デフレによつて業者の整理は進み、明治一九年（一八六）には、酒造場数は一万四九二三と、自由營業期から半減したのである。

明治前期石川酒造の経営内容 前に述べた如く、石川酒造は、文久三年九月一日に、多摩川の対岸小川村の森田酒造の蔵を借りて創業された。以来、明治一六年八月までの二一年間、石川酒造の小川蔵での營業がつづけられ

た。そして、明治一三年に現在の熊川蔵の建設に着手し、一四年に完成。一六年八月に小川蔵を払い、熊川に酒蔵を移した。

石川家で酒造業をおこしたのは、上川原村の指田家から天保六年に養繼子にきた和吉であつた。

和吉は五日市村土屋所平次の娘ひでと結婚したが、継嗣に恵まれず、安政五年、娘美弥に豊田村山口平太夫家より

仲次郎を婿養子にむかえた。しかし、仲次郎は山口家の相続のため、美弥とともに山口家へ帰り、石川家では田村圭藏（慶藏・十兵衛）の息子、和吉にとっては甥の千代藏を慶応二年に娘タカの婿養子として家を継承した。

石川和吉と田村圭藏の兄弟関係、圭藏の息子千代藏と和吉との養子関係と、石川家と田村家は非常に密接な間柄となり、その上で酒造業が創始、展開されていく。

石川酒造の店卸帳から、慶応元年度より明治二二年度の帳簿の数字をあげて、当該期における経営状態を分析してみよう。

まず、経営規模を検討する（表Ⅲ-54）。

慶応元年（一八五五）度から明治五年（一八七二）度までの損金が一〇〇〇両（円）代であるのに、明治六年から一五年度の間に二〇〇〇円代から五〇〇〇円代に次第に膨張し、明治一四年度以後は五〇〇〇円代から一万円を超えるようにいちじるしい上昇をみる。一方、一駄当りの有酒代金は、慶応元年度から六年度までが五・五両（円）であるのに対して、明治一一年度から二二年度までの間は八・一〇円である。有酒代金の酒価は、慶応元年度から明治二二年度の間に二倍には上昇していないので、この間の損金の八倍以上の上昇は、経営規模の拡大を意味するものといえる。ことに、明治一四年度以後の急激な上昇は、熊川蔵建設の結果である。

毎年度の収支は、現金収支は慶応二年度をのぞいて毎年度マイナスであり、有酒を勘定して利益が出るという収支勘定であった。その収支勘定は、慶応元年度から明治五年度までの平均が一八八・七両（円）、明治六年度から一四年度が二三七・九円、明治一五年度から二二年度が一八一・六円と、幕末から明治一〇年代前半にかけて順調に利益を伸ばしていたものが、熊川蔵を建設して規模を拡大した明治一四年度以後に、利益が上がりなくなっている。この

収益の悪化は、明治一四年度・一五年度・一六年度の三〇〇円以上の赤字が大きな要因だが、これは、明治一四年度と一六年度の有酒代金が、同じ有酒三本でありながら、二割も一六年度が安値になるという松方デフレによる酒価の低迷も要素としてあったことをうかがわせる。また、単年度利益の額も、慶応元年度から明治五年度の間の最高が七〇五両、明治六年度から一二年度が九七二円であるのにくらべて、明治一四年度から二二年度は六七三円が最高で、やはり一四年度から二二年度の間の利益が、製造設備の拡大にもかかわらず、むしろ圧縮されている様子を見ることができ。損金の内、米代がもっとも大きな割合を占めているが、その損金中に占める構成比は五〇・一六〇パーセント代から次第に低下して三〇パーセント代となる。利息・給金・樽代など、構成比率が上昇するものがあるが、これらの項目はいずれも一〇パーセントに達しない。損金中の構成比率がいちじるしく上昇しているのは、酒税などの租税負担である。租税負担は、明治五年度二・五パーセント、明治一一年度五・八パーセント、一二年度七・五パーセントと、三倍増するが、明治一四年度から一〇パーセントを超え、一七年度には三一・二パーセントにも上昇する。

熊川蔵建設の理由

前項で述べた如く、政府は、明治一年の従量課税の採用、明治一三年の酒造税則による酒税の増税、一五年の増税という、酒税の増税を実施した。石川酒造の店卸帳に見える損金中に占める租税負担率の上昇は、税制改革が酒造経営にとって原料の米に次ぐ大きな負担となったことを示している。

石川酒造が、借蔵であった小川蔵から、自前の熊川蔵の建設に着手したのは明治一三年であった。明治一二年度、石川酒造は九七二円余という大きな黒字を計上している。それ以前の明治六年度から一一年度までも経営は順調で、この間毎年一〇〇円以上の黒字があり、黒字額の総計は一四四六円以上もあった。こうした経営の順調さが、熊川蔵建設の背景としてあることは考えられる。しかし、熊川蔵建設以前と以後で、製造規模の拡大がおこなわれているに

第1節 酒造業の展開

表Ⅲ-54 石川酒造店卸

酒造年度	損金(A)	入金(B)	B-A	有酒(C)	有酒代金(D)	B-A+D
慶応1年	1,283両	934両	-349両	70駄	385両	+ 36両
2	1,875	2,580	+705	0		+705
3	1,560	863	-698		720	+ 22
明治1						
2	1,912	1,657	-256		200	- 56
3	1,930	1,702	-227	50駄	250	+ 22
4						
5	1,830円	1,858円	- 28円	75駄	375円	+403円
6	2,522	1,981	-540	120駄	660	+120
7	3,666	2,664	-1,002	4本半	1,125	+123
8	3,768	2,864	-903	5本10駄	1,050	+146
9	2,885	2,300	-585	4本半	900	+315
10						
11	4,193	3,813	-380	90駄	720	+339
12	5,064	4,537	-527	150駄	1,500	+972
13						
14	{ 7,243	5,040	-2,202	4本	1,760	-442
	{ 2,685	1,457	-1,227	3本	1,320	+ 92
15	11,245	8,099	-3,115	310駄	2,790	-325
16	5,655	4,260	-1,394	3本	1,080	-314
17	8,512	7,650	-856	4本10駄	1,530	+673
18	7,808	5,324	-2,474	280駄	2,380	- 94
19	8,664	8,297	-366	95駄	950	+583
20	7,804	6,398	-1,406	4本半	1,530	+123
21	8,879	6,776	-2,002	290駄	2,600	+507
22	10,624	7,224	-3,399	370駄	3,700	+300

⊗ 明治14年度上段小川蔵、下段熊川蔵 『石川酒造文書5』より

もかわならず、利益額は大きくならず、むしろ松方デフレに遭遇して赤字に転ずる場面もあり、明治二〇年以後も、表Ⅲ-54には、新蔵建設による利益の増大という結果はまだ見えない。このことと、明治一三年の酒造税則による政府の増税による小規模酒造業者の整理政策と、さらに一五年の増税とを考えあわせると、熊川蔵建設のもう一つの動機として、税制の変化に対して、

務署の税務統計台帳（税務大学校租税資料室所蔵）を見ると、明治四〇年代に一〇〇〇石以上の出石量があった酒造家は一軒だけであった。明治四〇年、石川酒造の出石量は、三〇〇〇石余であった。販路もまた拡大し、甲州都留郡鳥沢の近江商会渡瀬源之助が代理店となり郡内地方に流通した。石川酒造がなぜに田村店内の中で、群を抜いて大きな酒造をおこない得たかということは、まだ充分説明できないが、酒の端境期に田村酒造へ石川酒造の酒が桶売りされていたことを示唆する史料もあるので、こうした店内間の生産関係もその理由として考えなければならぬだろう。しかし、その解明には、田村店内全体の酒の生産と販売についての分析が必要である。

さらに、森田酒造・田村酒造は、酒造経営とともに土地経営にも力をいれていた。石川酒造の経営の方向はそれと

金 一 年 八 月 廿 四 日

西 曆 一 九 四 一 年 八 月 廿 四 日

日 曆 辛 巳 年 七 月 廿 四 日

星 期 六

張 報

本報地址：上海南京路四四四號
電話：二二二二
發行所：上海南京路四四四號
電話：二二二二

本報創刊於一九二九年，宗旨在報導事實，服務社會。現已歷二十餘載，閱者日眾，感荷無盡。茲為擴大服務起見，特在各大埠增設分銷處，以便讀者訂閱。本報每日出版，除星期日及例假日外，全年無間。訂閱者請向本報或各分銷處接洽。本報地址：上海南京路四四四號。電話：二二二二。

本報創刊於一九二九年，宗旨在報導事實，服務社會。現已歷二十餘載，閱者日眾，感荷無盡。茲為擴大服務起見，特在各大埠增設分銷處，以便讀者訂閱。本報每日出版，除星期日及例假日外，全年無間。訂閱者請向本報或各分銷處接洽。本報地址：上海南京路四四四號。電話：二二二二。

本報創刊於一九二九年，宗旨在報導事實，服務社會。現已歷二十餘載，閱者日眾，感荷無盡。茲為擴大服務起見，特在各大埠增設分銷處，以便讀者訂閱。本報每日出版，除星期日及例假日外，全年無間。訂閱者請向本報或各分銷處接洽。本報地址：上海南京路四四四號。電話：二二二二。

図III-74 明治28年酒造番付

規模拡大によってこれに対処しようとしたことが推測されるのである。

明治後期の
石川酒造
すでに表Ⅲ-51でみた
ように、田村店内の酒

造店の中でも、石川酒造はその経営規模はほかの酒造店よりも数倍多い製造量を示している。また、明治二八年の全国酒造家番付においても前頭上位にその名があり、全国有数の酒造家であったことを知ることができる。青梅税

やや異なり、たとえば、明治二三年に田村家は二五八町余の土地を所有しているが（表Ⅲ-53）、石川家の同時期の地券総反別は『石川酒造文書五』によれば、八町七反余に過ぎない。この時期石川酒造は土地集積よりも企業に積極的であった。新しい醸造事業（ビールの製造）にのり出していったのもその一証左であろう。

ビールの製造は、横浜外人居留地においてコーブランドによって幕末よりおこなわれていた。後の麒麟^{きりん}麦酒である。明治三年には、品川県が、勸業政策の一環としてビール製造をおこなっていたことが、『品川県史料』にみられるが、ビールに対する課税が明治三四年以降であって、それ以前は課税されていないので課税当局の行政資料もビールに関するものはない。したがって、明治三四年以前のビールの歴史は不明なところが多く、石川酒造がおこなったビール製造について、ビール杜氏として名の見える池田清三郎が、どの系統に属する技術者であったのかもわからない。

石川酒造のビール製造や旭麦酒（鳥井駒吉）にかかわる商標権問題などについては、『石川酒造文書六』に詳述するので、ここでは石川酒造の製造販売した「日本麦酒」について簡単に説明するに止めておく。

石川酒造がビール製造に着手したのは、明治二〇年である。その準備段階での資料を見ると、ビール釜について日野の山口平太夫のビール釜が参考とされている。前述のとおり当時の山口家の当主は、一度は石川家の入婿となったことのある仲次郎で、その妻美弥は石川和吉の娘であった。この両家とビールとの関係をよく表しているのは、図Ⅲ-75に示した東京朝日新聞（明治二十一年七月一日付）の広告である。山口ビールと石川ビールが並んで宣伝されている。

山口ビールに関して、日野市の山口家には関係する資料が残されていないが、農商務省の『商標公報』によれば、山口ビールの商標登録が明治二〇年四月二三日（出願二〇年二月二三日）で、それよりおかれて明治二十一年七月五日

第3編 第6章 諸産業の発展と村方の変質

表Ⅲ 55 明治22～27年度石川酒造酒出石数と田村酒造(⊕印)への出石数

種目	年度	十月	十一月	十二月	一月	二月	三月	四月	五月
		入金 酒出石	入金 酒出石	入金 酒出石	入金 酒出石	入金 酒出石	入金 酒出石	入金 酒出石	入金 酒出石
明治廿二年	同	廿三年	同	廿四年	同	廿五年	同	廿六年	同
五〇、四九八	七五、五九六	七六、六一三	七三、三八一	一二四、八六一	一六七、三四〇	六七〇、七四〇	一、〇五八、一四〇	一、六八八、四四五	二、五八三、三八五
四二二、四二〇	一、〇〇九、七八七	一、〇五八、一四〇	一、〇一六、一七〇	一、〇九六、四四五	二、五五五、三四五	四二二、四二〇	八一九、七六〇	一、〇九六、四四五	二、五五五、三四五
四三、九六一	七二、〇二五	九九、三〇一	七三、〇三八	九二、一三一	二六三、六八九	五八三、一三一	一、〇三三、九七五	一、二九五、一一五	三、八一六、三六〇
四一八、四一〇	五五四、四八〇	一、〇七三、八三〇	一、〇三五、八三〇	七九三、五四〇	一、三三三、四五五	五二、六四六	九二、九一五	一九三、一五五	二、八七二、一四〇
七二、二五〇	一、三三四、三九五	一、四七九、七三〇	一、八五八、一五五	一、八四九、八二五	四、〇四四、四二五	五八、一四三	二五、二〇〇	一、一八四、五八六	三、一八九、二七四
四五一、四六〇	一、二七六、五八	七四、七一九	五五、六八一	一、四八六、八四〇	二、六二二、五六二	三三、七〇〇	五四、一〇〇	三、一四〇、三〇〇	二、六二二、五六二
四五一、四六〇	七七七、四一〇	一二〇、五〇七	一、三九七、九一六	二、八六八、一五五	三、一四〇、三〇〇	四五一、四六〇	七七、四一〇	二、九二二、七二五	二、九二二、七二五
三七、四二八	三〇、七六四	七四、〇二五	六三、一三〇	八一、九六三	一三五、〇四八	四八六、五七五	三八、〇八二	三、〇〇六、一五三	二、九二二、七二五
三七、四二八	三〇、七六四	七四、〇二五	六三、一三〇	八一、九六三	一三五、〇四八	三七、四二八	三八、〇八二	三、〇〇六、一五三	二、九二二、七二五
四八六、五七五	四五一、五二五	五七四、八九〇	一、一六五、六七五	一、〇九六、二八〇	二、九二二、七二五	三九四、〇九〇	三〇、五八七	二、八八六、二一〇	二、八八六、二一〇
五九、〇〇〇	四八四、七二〇	八四四、〇四五	一、三五二、六四五	一、七七一、四七五	三、九二二、七二五	五九、〇〇〇	五九、〇〇〇	一、〇四二、四七〇	三、九二二、七二五
七三一、六六〇	四九六、〇〇〇	九七二、四八〇	一、四九三、二九五	三、八八八、五〇五	五、二七〇、二六五	七三一、六六〇	七三一、六六〇	五、二七〇、二六五	五、二七〇、二六五
四二二、四二〇	三九二、〇五〇	九四二、八九〇	九八七、〇九五	一、八四八、一八五	二、四九四、一八八	四二二、四二〇	四二二、四二〇	二、四九四、一八八	二、四九四、一八八
二九、九四七	六九、六七五	四五、八九六	六五、〇六四	一一一、五九四	一、二六七、〇〇八	二九、九四七	二九、九四七	一、二六七、〇〇八	一、二六七、〇〇八
四〇一、七二〇	八四七、七一〇	六〇四、一四〇	八〇三、二九五	一、三四八、六四〇	一、八〇三、七三〇	四〇一、七二〇	四〇一、七二〇	一、八〇三、七三〇	一、八〇三、七三〇
一、六六八	二四六、三八	二四、二七三	一三、六七〇	六二、七八五	三九、二七一	一、六六八	一、六六八	三九、二七一	三九、二七一
二四、九七〇	四六五、九〇〇	四四五、七九〇	二五四、九〇〇	一、一五〇、八〇〇	八六九、五五〇	二四、九七〇	二四、九七〇	八六九、五五〇	八六九、五五〇
四一四、六六〇	一、〇二九、〇九八	九〇七、二九五	七六三、七〇〇	一、二六八、六七二	二、一九一、五九五	四一四、六六〇	四一四、六六〇	二、一九一、五九五	二、一九一、五九五

第1節 酒造業の展開

通 計				九 月				八 月				七 月				六 月									
糠代	粕代	入金	代金	④出石	酒出石	糠代	粕代	入金	代金	④出石	酒出石	入金	代金	④出石	酒出石	入金	代金	④出石	酒出石						
一〇〇、〇〇〇	一六六、三五五	六、九四九、二九五	一、〇六七、八六〇	五二、四〇二	六、〇四五、三八五	一〇〇、〇〇〇	一六六、三五五	六九九、四三〇	九五〇〇	五五〇、三四〇	四六、七六一	七六〇、九一五	二二、八七五	一、四〇〇	三三七、五六〇	八二六、六四五	三三三、二八五	一五、一四二	三四一、九二五	二四、〇九〇	七二〇、〇三〇	二九六、七八〇	一四、四八七	四九三、六九〇	三五、九七五
一二七、一二〇	一八四、一二〇	一〇、七四七、四九二	二、〇六七、五四五	一〇六、九〇一	八、九九〇、〇五五	一二七、一二〇	一八四、一二〇	九七二、二八〇	四三、四一〇	七七二、三八〇	五六、七六七	一、〇三〇、〇三〇	四五八、八九五	二二、八五九	四二〇、五三〇	一、八三九、六〇五	六八六、二八〇	三五、四四一	一、〇二四、二九〇	七四、〇八二	六九二、二七〇	四一三、〇六〇	二〇、六七八	五一九、六六五	三九、九二四
一七四、二〇〇	二三〇、三三〇	二二、四八六、七五七	一、八八五、一五一	九八、四八五	一一、七三九、七五三	一七四、二〇〇	二三〇、三三〇	一、三四〇、七四五	一七、七〇〇	九一五、一一〇	六八、四七一	一、九二六、七二三	四一三、一七〇	二二、六九四	八九九、二〇五	六六、五二一	九五三、六八五	三九三、八二五	六五九、五七八	四九、三九八	一、一四三、三五〇	六一四、六六七	三一、六三三	五八九、四三〇	四四、九二八
二六〇、一〇〇	三三九、〇〇〇	一八、二四八、三三〇	一、九六六、五八五	一〇五、一〇四	一四七、三四三七二	二六〇、一〇〇	三三九、〇〇〇	三、四六六、一二五	五四、〇〇〇	一、九二五、三八二	一五八、四〇三	一、六八四、〇三二	四四五、八七五	二、三七〇、六	一、一七六、八三〇	八九、九二六	二、八六九、五二二	五五〇、九四五	八三六、五九五	六三、九八三	一、四五六、二二五	六一八、五五〇	三六、〇〇三	六七九、四六五	五三、六〇八
二九八、八七五	五二二、〇八〇	二二、二七、六六六	四、三九五、一二一	二四五、三二六	二二、三〇六、一〇七	二九八、八七五	五二二、〇八〇	二、三三五、七〇五	一七六、八七〇	二、二四五、一五五	一七七、三六七	二、二八四、九七五	九四一、〇〇〇	六七、一九五	一、一三二、七二四	八六、八〇七	二、五五〇、八八〇	一、一六三、六三八	五三七、二〇二	四一、六三九	九七七、五九五	九六、一八三	四八、六三四	一、四〇一、五三五	一二三、七八九
四七〇、八一八	六三九、八九〇	三八、一五四、三五八	四、〇九五、八二〇	一八三、二九三	三三、七三七、六三三	四七〇、八一八	六三九、八九〇	三、八六四、〇六五	二四〇、三二〇	一、八九七、八七九	一一、四八四	五、〇二二、四一〇	七八二、二二五	三六、五七六	二、二〇二、五三五	一三六、九七一	五、四二七、二四〇	九三、九三八	四二、二二二	二、一三五、〇八〇	一四〇、〇七三	二、五三四、七四三	一、二七九、七八七	五五、七四〇	一二一、五三四

● 山日ビール 發賣廣告 ●

山日ビール 實合 獨造 無二 之 啤酒 也 其 味 道 之 佳 實 非 他 酒 所 能 及 也 凡 欲 購 者 請 向 本 店 或 各 埠 經 銷 處 購 買 可 也

伊部猪三郎

● 日本ビール 發賣廣告 ●

日本ビール 實合 獨造 無二 之 啤酒 也 其 味 道 之 佳 實 非 他 酒 所 能 及 也 凡 欲 購 者 請 向 本 店 或 各 埠 經 銷 處 購 買 可 也

伊部猪三郎

● 藥川葡萄酒廣告 ●

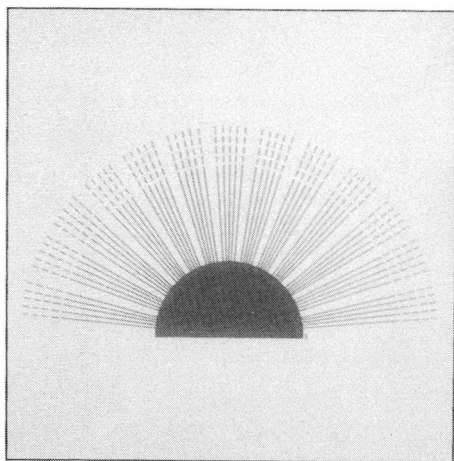
藥川葡萄酒 實合 獨造 無二 之 葡萄酒 也 其 味 道 之 佳 實 非 他 酒 所 能 及 也 凡 欲 購 者 請 向 本 店 或 各 埠 經 銷 處 購 買 可 也

伊部猪三郎

図Ⅲ-75 日本ビール発売広告（明治21年7月10日東京朝日新聞）



図Ⅲ-76 明治前期のビールラベル



図III-77 旭日印商標登録

（出願二〇年一月三十一日）に石川ビールの商標が登録されている。

石川ビールは、周辺地域の多摩地方だけではなく、東京浅草の伊部商店を通じて東京市内へ、また山形屋五郎兵衛を通じて横浜方面でも販売された。石川ビールのラベルに、英文のものがあるのは、横浜を意識して作製されたものかもしれない。

しかし、石川ビールの製造は実質二か年で終わった。伝えられるところによると、ビール瓶の蓋が十分でなく、圧力で瓶がこわれる事故が多く、止むなくビール製造から撤退したという。ビールの製造を止めた石川酒造の「日本麦酒」の「旭日」の商標は、明治三十二年三月、大阪府の横山助次郎（大阪合同麦酒）に譲与された。横山助次郎は石川酒造以外からもこの時期ビールの商標を買っている。それは、旭麦酒（現在のアサヒビール）の鳥井駒吉との、旭日の商標権をめぐる訴訟のためであった。訴訟の結果は、明治三十三年六月一三日の審決書（第四二六号）および大審院判決（第四七八号）をみると、横山助次郎の主張は退けられ、鳥井駒吉の旭麦酒は旭日の商標を従来どおり使用できることとなった。

明治期、全国各地でビールの製造がおこなわれた。文明開化の新しい時代に敏感であった多くの企業家がビールの製造にのり出し、偶然石川酒造と関係することとなった旭麦酒の鳥井駒吉も元来は日本酒の醸造家であった。伝統的な酒造家が新しい時代に対応してビ

ールを製造する。石川酒造もそうした企業家の一人であった。

干店内の解散 明治三六年九月一三日付の、田村半十郎から石川弥八郎あての書翰によれば、田村半十郎が店内と酒造政策を解散したい旨を述べている。この書翰には店内解散の理由については、「近来追々事態もおし移

り今日ニテハ殆其要ヲ認メズ候故」と以外には書かれていない。

干店内の解散を田村半十郎が決意した背景を考えると、明治後期の酒造政策は一つの論点となるだろう。

政府は、明治二九年一〇月一日、酒造税法を施行した。酒造税法の特色は、免許税を廃止して營業税法にこれを拠らせ、とくに清酒にかぎり免許制限を一〇〇石以上としたことにある。また、清酒は一石七円の造石税が徴収されることになった。

明治前期の自由營業時代に簇生した小規模な酒造を整理する一方、明治二九年一〇月、自家用酒製造法を施行し、濁酒などについての造石税を定めたが、三二年一月一日より、全面的に自家用酒の製造は禁止され、酒造・酒販業者を保護する政策も一方でとった。

その後、清酒の造石税は、明治三四年一〇月一日の酒税法改正によって酒精二〇度以下が一石につき一五円、二〇度以上が一石に付酒精一度につき七五銭と増税された。また、日露戦争の戦費調達のため、明治三七年四月一日と三八年一月一日の二度にわたり非常特別税が施行され、二〇度以下の清酒は一石に付五〇銭と二円がそれぞれ付加された。二〇度以上は二銭五厘、一〇銭の増税であった。

また、明治三八年一月一日の酒税法の改正は、庶民の日常飲酒する焼酎を一石あたり一六円であったものを酒精度の段階により二円、四円、七円増税し、さらに非常特別税分を付加課税された。

非常特別税は戦時の臨時立法であったが、戦後の明治四一年三月一六日の酒税法の改正で、二〇度以下の清酒は一石二〇〇円に、二〇度以上は一石一元、そして焼酎は二五円、三〇円、三五円にそれぞれ大幅に税率が引き上げられたのである。

政府が零細酒造業者の整理を意図した明治一三年の酒造税則時に全国の醸造家数二万五四八〇は、明治四一年度には一万八〇四に減少した。こうした明治後期の酒税政策が、田村半十郎の店内解散の背景にあったことは確かだろう。

第二節 福生の諸産業と農間渡世

農間渡世の 江戸時代、福生にはどのような産業が展開していたのであろうか。表を参考にみてみたい。

展開と市

表Ⅲ「56は、「村明細帳」などに基づき作成したものである。この「村明細帳」とは、領主に対して村の状況を説明したものである。記載内容は、その時々によって異なるが、表に記載した内容のほかにも、その村の石高や寺院などを始めとして多くの事柄が書かれてある。この表を通じて、福生では、大麦や小麦を始めとした五穀以外にも、大根や蕎麦あるいは茄子など、多種類の作物が生産されていたことがわかる。

近世の村は、村の中ですべてを生産し消費できるような村が理想とされていた。しかし実際には、すべてを自給自足でまかなうことはできなかった。例えば福生では、生活必需品としての塩を生産することは、海辺に面しておらず不可能であった。このように、どうしても日常生活に欠くことのできない品物を購入することが必要であった。こうしたことから、近世初期から物の交換の場としての市を必要としたのである。

た福生市域の産業・農間渡世

農 間 商 職 等	備 考 (小物成・畑作)	出 典
こせ 1, 山伏 3, 馬医 1, かじ 3, 馬喰 2, 紺屋 1 人, 鮎猟師 2		「村差出明細帳下書」
道心 2, 大工 1, 僧 1, 俗 2	大麦, 小麦, 粟, 稗, 芋, 蕪, 大根, 蕎麦, 桑, 蚕, せんざい物	「村方明細帳」
		「村鑑帳下書」
僧 1, 道心 1	荏, 大豆, 鮎運上	「御用書留付田畑小訳帳」
	玉川鮎	「村鑑帳」
	玉川鮎, 夏大麦小麦取上, 冬粟稗取上	「村鑑書上帳」
いしや 1, 修験 1, 瞽女 1, 大工 2, 鍛冶 2, 草履 草鞋 2, 小間物紙蠟燭 3	五穀の他, 大根, かぶ, 菜, 蕎麦, 芋, 五割麦, 六角麦, 小麦, 玉川鮎	「村方様子銘細書上帳」
道心 5, 大工 3, 木挽 1, 桶屋 1, 酒蕎麦商 2, 塩肴 等商 2, 五日市場ニ而穀 物等其外商 2, 市庭江罷 出古着商仕 2	五穀の外, 大根, 蕪, 芋, 蕎麦, 荏, 大麦, 小麦, 粟	「村内様子取調帳」
商売 5 軒, 大工 3, 桶職 1, 萱屋根葺 2	大小麦, 粟, 稗, 芋, 大豆, 小豆, 其外大根, 蕪, 野菜 物少々宛作り, 鮎運上	「村差出明細書上帳下書」
家大工 4, 農具鍛冶 2, 家屋根 3, 農間商 6	五穀の外, 蕎麦芋作, 鮎 猟	「村差出明細書上帳」
木挽 1	大麦, 小麦, 粟, 稗, 芋, 蕎麦, 大根, 荏作り, 茶, 桑, 蚕, せんざい物	「村方明細帳下書」

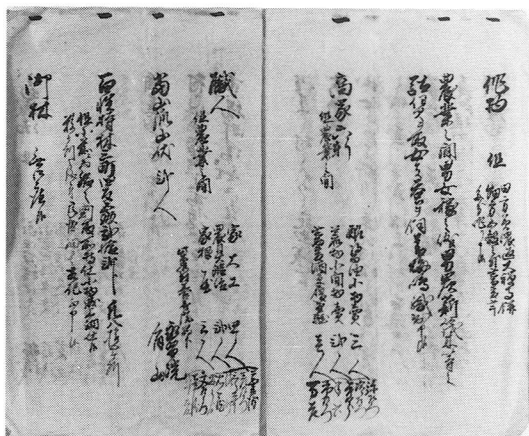
表Ⅲ-56 「村明細帳」から見

		農 間 余 業 (男)	農 間 余 業 (女)
福生村	享保 19 年 8 月	耕作之間に市へ罷越炭薪買江戸へ 附出しこやしに取替耕作仕付	木綿嶋を少しずつ織 る
熊川村	宝暦 10 年	御年貢地之内にて秣薪取る	青梅嶋を織る
熊川村	明和 5 年	秣薪蒔り	青梅嶋を織る
熊川村	安永 3 年 2 月	秣薪蒔り	青梅嶋を織る
熊川村	天明 6 年 4 月	秣薪蒔り	青梅嶋を織る
福生村	寛政 4 年 3 月	炭薪附出し駄賃取る	木綿嶋を織出し渡世
福生村	寛政 11 年 7 月	炭薪駄賃取其外薪を取る	夏は蚕を飼、木綿を 織る
熊川村	寛政 12 年 1 月	秣薪蒔り	養蚕致し青梅嶋を織 る
熊川村	文政 4 年 5 月	駄賃并日雇稼ぎ	嶋類織出し并蚕仕候
福生村	文政 4 年 5 月	炭薪筏木等之駄賃	蚕を飼青梅嶋織出し
熊川村	天保 14 年	御年貢地之内にて薪取・駄賃	青梅嶋・黒八丈織る

市場について、宝曆一〇年（一七六〇）の熊川村の「村方明細帳」によると、「一、万買物江戸ならびに八王子市にて相調え申し候、一、売物は江戸ならびに八王子五日市へ出シ申し候」と記載されている。また、寛政一二年（一八〇〇）正月における熊川村の「御勘定様御廻村ニ付き村内様子取調帳」（『近世1』10）によると、「村方市場にて御座無く、最寄市庭ハ五日市へ三里、五日十日市立ち、青梅村へ三里、二、七市立ち、八王子へ式里、四、八市立ち売買もの等、右市々之内、時ニ随い、売捌き買入れ等仕り候」という記載が見られる。このように熊川村に市がなかったことから、福生の人々は、八王子・青梅・五日市などの近隣の市あるいは江戸にまで行き、自給のできない諸産物を購入し、熊川村で生産された産物を販売していた。また、生活必需品の購入に必要な貨幣を入手するため、近世の農民は、日常農業に精を出すばかりでなく、その合間に種々の手工業や商業に従事していた。福生では男性の場合、地元で刈り出したり市場で購入した炭や薪を江戸に送って販売していた。女性の場合は、この地域で盛んな養蚕であるとか、青梅・木綿・黒八丈などの織物をおこない、市で販売していた。文政一二年（一八二一）の「農間渡世書上」（『近世3』122）をみると、熊川村の約三分の一が農間渡世にかかわっていたことがわかる。

近世中後期になると、市を通じて売買がおこなわれている点は変らないが、農間渡世に質屋や酒造などがみられるにつれ、市に対する農村の位置付けもいくつかの点で変化をみせる。

寛政一二年の熊川村には、「五日市場にて穀物等其外商い」という人が一名いたことが知られる。このことは、熊川村で生産された穀物に対し、五日市へ積極的に販売を請負う人がいたことを意味する。近世後期になるにつれて農間商いが増加している。文政一二年の熊川村では六名が居酒屋、一名が酒の小売、一名が煮売の農間商いをしていた。天保一四年（一八四三）の福生村では、荒物屋・飴売屋・杓草鞋屋などを始めとして小さな小売店が多く存在していた。



図Ⅲ-78 福生村農間渡世人（文政4年福生村明細帳）
（田村半十郎家文書）

特に、この地域で盛んにおこなわれていた養蚕業や青梅繙織・黒八丈などの織物に対して「糸繭渡世」であるとか「地繙糸綿売買渡世」などがあることは、生産者が個別に市へ購入・販売するのではなく、農村にある程度の糸繭や綿などの集荷が可能となっていたことを指摘できる。

このように農村内部にも、当初は貨幣を入手することが農間渡世の目的であったが、中・後期になるとみずからその生活費を補い、あるいは豊かにするために商業などに営むことになる。さらに、糸の場合にみられるように、市との関係が、糸あるいは織物の生産者との個別な関係から、糸繭商人などの村内に組織化された商人との関係に変化していくのである。

商品は基本的に市で売買されていたが、近世後期になると必ずしもそうとはいえなくなってきた。文政五年（一八三）から酒造業を営み始めた田村家では、その主要な原料である米を扇町屋（埼玉県入間市）で購入していた。文政一一年九月八日には「八日天気 扇町屋行き、米殊之外高直ニて直ニ戻ル（略）」と、扇町屋で購入するはずの米の値段が高かったことから、購入しないで戻っている。同じ月の一八日の記載によると、「十八日曇 扇町屋行き、米両二七斗、新米七斗四升、江戸六斗五升（略）」と相場の記載が見られる。このように、田村氏自身が扇町屋まで出向き、その時々相場に照しあわせて米の購入をきめていたことがわかる。

石川家文書「天保七年（一八三六）八月ごろの日記を見ても、「近江屋へ醬油明樽十五なり遣し候也」「羽村より醬油壺樽参る、今日より壺樽にて百文宛直上ケ之旨ニ申し参り候也」などと記載されているように、羽村の近江屋から醬油を購入していた。

このように近世後期になると、青梅・八王子・五日市などのこれまでの市だけで商品の売買をするのではなく、商品によっては、他の地域で売買がおこなわれたのである。

さらに、福生村の田村家に見られるように、農村でも酒造業などの産業が生れる。それは、市場で購入していた商品を農村で自給していくことを意味する。酒造業の開始を通じて、大量の穀物の購入の必要が生じ、新河岸川の河岸として知られる扇町屋などで米を購入するようになる。

同様な点として、職人についても指摘できる。職人は基本的には市・町に在住していた。例えば福生村の場合、享保一九年（一七四四）においては、農間の職人としては鍛冶がいるだけであった。田村半十郎家文書の文政一一年（一八二〇）の日記では「青梅桶屋惣兵衛歳末ニ参り樽代手間代請取」と、青梅に在住している桶屋惣兵衛が、樽などをこしらえていることがわかる。ほかにも天保七年（一八三六）に、「桶屋参り酒造掘風呂桶ヲ繕」などと記載されているように、桶屋が他所から出張してきている。それが、幕末の慶応二年（一八六六）の福生村には、大工は六人、桶屋三人、左官一人、屋根葺九人、木挽が三人と多くの職人が村内にいたのである。

このように、近世後期になるにしたがい、それまでは市・町に在住していた職人や商業が、村内においてもみえ始めるようになる。

御用 蕙

次に、農間渡世とは性格を異にするが、御用蕙むしると呼ばれる継ぎ送りについて紹介したい。川は、田畑に潤いを与え、作物に豊穰な生産を与えた。しかし、ひとたび大雨などにより川が氾濫すると、作物はもちろん人家までを呑みこんでしまう。多摩川でもまた例外ではなかった。川が氾濫することはまれではなく、そのため川の普請も頻繁におこなわれたのである。多摩川は、承応年間に江戸の給水を目的として、玉川上水を開削した。このことから、堰が設置されていた羽村には、水陣屋が設置されていた。

福生地域でも、定式御普請人足勤めとして、出水急破の際には、羽村陣屋の指令によって人足を出していた。この出水急破や小破の際の補修や水仕掛けの際には蕙を多く使用した。この蕙は、常に羽村の陣屋に用意されているわけではなかった。『羽村町史』によると、水仕掛けに用いる蕙は、羽村在勤出役から江戸表へ連絡し、近江屋藤八方へ触書で知らせ、羽村へ送らせることになっていた。この近江屋藤八は、寛政期では蕙を一手に引き受けたと考えられる。そして蕙は「羽村御上水元御用」として、上水付近村々の伝馬継ぎ立てで羽村に急送されたのである。

福生における蕙の継ぎ送りについては、田村家文書の御用留じようどめを通じて、その実態をうかがい知ることができる。文政五年（一八三）の御用留の中に見られる「御用蕙」の部分を引用してみたい。

一御用蕙 千枚賃銭貳百三拾三文、内貳百文は当村本高五疋分取、残り三拾三銭は御陣屋へ送ル、外二近江屋重右衛門より御陣屋へ書状壱通、右之通り七月十一日熊川より受取り早刻羽村へ送ル

この資料の内容は、以下のものである。御用蕙一〇〇〇枚と賃銭二三三文が熊川村から送られてきたので、福生村での馬五疋の運び賃としての賃銭二〇〇文をとって、羽村の陣屋に送った。そのほかに、この時期江戸での蕙の供給を一手に引受けていたと考えられる近江屋重右衛門から、羽村陣屋への書状一通もすぐに送った。

つまり江戸の内藤新宿にあったと考えられる普請方役所から、羽村の陣屋まで蕨を送る経路は、おおそ決っており、各村々が責任をもって継ぎ送られていた。こうした継ぎ送りの形態を「御用蕨」と呼んだ。この「御用蕨」は、内藤新宿を経由してから、中野村↓田無村↓小川村↓砂川村↓熊川村↓福生村と青梅街道・五日市街道、現在の奥多摩街道を利用して、羽村の陣屋へと送られた。福生村からは直接に羽村陣屋へ送らず、川崎村を経由することもあったが、普通はこうした経路をたどったと考えられる。この「御用蕨」についての記載は、文化・文政期の御用留に多く見られるが、特に文政五年を例にした場合、降雨量の多い六月から八月に主に蕨が送られていることがわかる。馬一駄当り二〇〇枚程度を積み運んだ蕨は、かなりの量が福生村を経由してその日の内に羽村陣屋へ送られたのである。この「御用蕨」は運び賃としての賃金を貰ってはいたものの、農間渡世にみられる駄賃稼ぎとは性格が異なり、いわゆる公儀の御用としての性格が強いものであった。その意味では、農間渡世にみられるように、生活の一助とするための営みであったとはいいたい。この公儀の御用としての存在であった「御用蕨」は、生活に密着した玉川上水を守るために、福生地域の人々は、昼夜季節を問わずに蕨を運ぶように努めたのである。

質屋渡世

近世後期における農間渡世の一つとして質屋渡世がある。農村において商業を生業とすることは制度的に禁止されていたことから、農間質屋渡世として位置づけられたのであった。貨幣経済が農村へ浸透するようになり、土地の売買は制度的に禁止されていることから、比較的簡単に金銭を借り出す方法として、質屋は農村において重要な意味があった。次に、近世後期における農間渡世の具体的な例として質屋渡世について述べていきたい。

福生においても、近世後期に質屋渡世を営んでいた家は、五、六軒みることが出来る。この質屋を利用する対象は、

村内の人がほとんどであり、質屋が村内に密着した存在であったことがうかがえる。

熊川村の次郎兵衛は、質屋渡世を営んでいた。次郎兵衛家の質屋経営の実態については、質物の出し入れを記した「質物帳」（野島茂雄家文書）を通じて明らかになる。ここではその「質物帳」を例としつつ、次郎兵衛家の質屋経営について述べていきたい。

この質屋を村民がどのように利用していたかについて質物の性格からみてみたい。質入れ品をみると、①衣類②蚊帳などの類③はらまきなど生活に密着したもの④糸などの四つに大きく分けることができる。①の衣類とは、冠婚葬祭の際に使用されるようなハレ着あるいは外出着であり、日常的に使用しない衣類を質屋に保管していたものと考えられる。②の蚊帳などの場合、質入れ時期が九月から一月、そして質出し時期は、四月から六月に集中していることから季節にに応じて出し入れしていることがわかる。このように農村にとって質屋は、質屋へ質入れすることにより、家財を保管しておく場として重要な位置を有していたと考えられる。

無論、質屋は生活に困窮しているとき、一時的に金銭を貸出す場でもあった。③のはらまきなど生活に密着したものを質入れしている場合は、生活に困窮したときに質入れしていると考えられる。また、この地域の日常的な農間渡世としておこなわれていた養蚕業で得られた糸を、④に見られるように質入れしている例がある。こうした糸は、糸商人が買いにくるとき、あるいは織物に必要なときに質出ししたのではないかと思われる。

ほとんどの質入れ品は、一年の内に質屋から戻されている。たとえ質入れ期限の一年を超えた場合でも、すぐに質流れされたのではなく、ほとんどが戻されている。このように、村の中において、質屋は村民が金銭に困った際に簡単に借り出すことができる場であったと同時に、質物を保管・管理するという点にも大きな性格をみることができる。

近世後期に村の中に質屋は必要不可欠な存在となっていたが、この質屋渡世は、近世社会に多くの動揺をもたらす要因にもなった。

農村において質屋渡世がもたらした社会問題については、三つの点があげられる。第一番目としては、盗難品の質入れの問題である。つまり、当時農村において盗難が頻発し、盗賊の取締が大きな社会問題となっていた。この盗難品の種類としては、金銭と同時に衣類の盗難が多かったのである。この衣類は、盗賊が自分の衣服に利用していたというよりも、むしろ盗んだ衣類を古着屋や質屋へ持っていく、現金にかえる場合が多く見られた。このため農村において質屋は、古鉄屋・古着屋とともに取締の対象となっていた。こうしたことを背景に、福生にかぎらず周辺地域で盗難事件がおこった場合、質屋に対して盗品が質入れされているか否かとの問い合せがされている。この点について、盗品の質流れに対する対策ばかりとはいえないが、日常的にも質入れ人とともに保証人の記載を必要とした。

二番目は、利子の問題である。利子が質物によって一定でないばかりか、各質屋でも不揃いで格差があった。このことで、高利の利子の場合、質物の返却が困難になり、物価の高騰をまねく要因の一つともなりえたのである。その結果、天保期には一か月当りの金利を、金二両以下の場合二分、金一〇両以下の場合一分六厘、金一〇〇両以下の金利は約七厘と、それぞれ利率を決めて質入れの額が高くなればなるほど利子が低利になるようにしていた。こうして金利の上昇を防いだのである。さらにこの質物の金利については、各地域の格差をなくすためにいくつかの触^{ふれ}も出されている。

第三番目としては、農村における商業化の問題である。つまり、農村においても生業である農業に従事するよりも、農間渡世としての酒造渡世や荒物渡世に力点をおく人が増えていることを指摘できる。このような状況に対し、農間

渡世の調査を組合村あるいは村を単位に実施し、質屋渡世の把握および質屋渡世の必要以上の広がりに対する抑制に努めた。

これら質屋渡世をめぐる問題点は、当時農村の社会問題でもあった。このため質屋に対し、以上に述べたような対策がとられる。よって新規に質屋渡世を営むことは簡単ではなかった。新規に営むことを領主に願ひ出る場合、組合村と村の両方からの確認を必要とし、その上で、領主の意向を反映した形で取引規定が作成されていた。

「質物帳」の前書には「質物取引之儀」と題した取引規定が記されている。それによると、寺社什物じゅうもつなど個人の物でなく、むしろ村自身で有したものを質物にしないこと、質入人と証人の両方の判を必要とし、不明の人からの品物は質入れしないこと、鼠喰や虫喰の場合は質入人の損害とすること、質入れ期間は一年であり、期限が過ぎたら質流れとなることになっていた。さらに質物の利息は、一か月につき約二分に定められていた。このことは、幕府の政策と若干異なる内容もあるものの、基本的な意図は同じであった。明治より以前には質物帳の内容の確認を、拝島村寄場役人および惣代によって三月に実施されていた。

このように質屋渡世は、金銭の貸借の場あるいは、質物の管理・保管の場として農村において必要不可欠なものとして位置付けられていた。その一方、質屋は盗賊の盗品の換金場として位置付けられ、金利の上昇・農村における商業活動の浸透など、近世社会の動揺の諸側面の一因となった。このため幕府は、質屋渡世に対して、それぞれの問題に応じた対策を立て、具体的には質屋取引の規定を盛り込むことで、顕在化する社会問題に対応したのである。こうした対応策は、結果として必ずしも十分な成果を生み出すことができず、武州騒動を引き起こす要因の一つにもなったのである。

第三節 織物業地域の確立と展開

1 織物生産と在方市場

村の「明細帳」は村内の概況を調べた報告書である。いま近世中ごろの明細帳により、福生地方の生業についてみてみよう。

享保一九年（一七四〇）の「村指出シ明細帳下書」（『近世1』2）は、福生村についてわかるものとも古い明細帳であるが、これによると福生村には田はなく、耕作地はすべて畑である。畑のおもな作物は大麦で、これにやる肥料は江戸から買い入れるこぬか・わら灰・しもごえなどの金肥であった。村には馬医、鍛冶、馬喰、紺屋、鮎狐師などがわずかにいるほかは、男が農間にやることは「市へ罷り越し、炭・薪買、江戸へ付出し、こやしニ取替」と、女は「木綿縞少々ツ、織り、渡世のかせぎに仕り」と、これらがおもな生業であった。

熊川村については宝暦一〇年（一七六〇）の「村方明細帳」（『同書』4）が古く、これによると熊川村も耕作地はすべて畑であり、畑では大麦、小麦、粟、稗、芋、蕪、大根、蕎麦などのほか、茶と桑を作付けていた。畑の肥料は刈り秣のほかは、こぬか・しもごえを江戸より買い入れた。桑を用いて養蚕を少しと多摩川で鮎狐をやり、農間に男がやることは「秣・薪取」であり、女は「青梅縞」を織ることであった。

このようにみると一八世紀中ごろの福生地方の生業のうち農間にやることは、男が購入肥料の見返りに薪を江戸に

出し、女は養蚕や木綿縞・青梅縞などの織物を織り出すことであった。

織物

青梅縞は縦糸に生糸を、横糸に綿糸を用いる絹綿交織の織物であった。生糸の原料は繭で、これは村内の養蚕によりまかなわれたとみられる。綿の原料である実棉みわたあるいは木棉きわたについては、さきのふたつの明細帳にその記述はない。むしろ延享三年（一七五〇）の近村の五ノ神村の「村明細帳」（「村絵図・村明細帳」『羽村町史料集七』）には、「木棉作り申さず候」とあり、多摩川と秋川の合流地域である福生地方の近くでは、棉の耕作は否定されているぐらいであった。したがって綿原料は周辺地域からの購入によりまかなわれたとみられ、原料供給の有力地のひとつが武蔵国足立郡であった。当地方は古くからの棉や綿糸の生産地であり、農間にこれらを青梅地方にも売り歩いたという記録があることから判然とする（「織物関係者聞き書き」『蕨市史調査報告書六』）。

交織物の青梅縞のほか、福生地方では木綿縞などの木綿織物や、太織縞や八丈縞などの絹織物がさかんに生産され、これらの織物が多彩な色の縞の模様であったことから、縞物しまものと総称されたのである。

市場

近世では福生村にも熊川村にも市場いちばがなかったため、福生地方のこれら織物は周辺の市で交易された。さきの熊川村の明細帳には「万買物江戸よろずならびに八王子市にて相調え申し候」「売物は江戸いっしならびに八王子・五日市へ出シ申し候」とあって、江戸での売買のほかは、八王子や五日市の市で売買をおこなう様子を伝えている。福生周辺の市にはこのほかに、青梅と平井の市が知られていた。

八王子の市は四と八の日、青梅は二と七の日、五日市は五と一〇の日の、それぞれ六歳市であった。市では日常生活品が交易されたが、八王子や青梅の市はおもに縞物を扱ったので縞市と呼ばれ、五日市は多摩山地の炭を扱うことが多かったため炭市と呼ばれた。五日市でも近世後期になると周辺の絹織物「黒八丈」を多く扱うようになり、黒八

文は「五日市織」とも呼ばれるようになった。このように福生周辺の市では、地域の産物である織物が多く交易されたのである。

縞 買 い

織物は生産農民が直接市に出す場合もあったが、多くは縞^{しま}買^かいという仲買^{しやうばい}い商人が、織物を扱った。縞買^{しま}いにも、小縞買^{こしま}い、在方縞買^{ざう}い、宿方縞買^{しゆく}いと、三つのかたちがあった。

当時は織物を織り出す農家をたんに坪^{つば}ともいったが、小縞買^{こしま}いは、農業の合間にこの坪を廻って織物を買集め、市日に八王子や青梅の市でこれ売りさばいた。熊川村の石川弥八郎家では、一時この小縞買^{こしま}いをおこなっていた（『石川酒造文書二』）。

在方縞買^{ざう}いは村方^{むら}にあってほかの商品や経営の合間に、手広く織物を扱った。在方縞買^{ざう}いは市日では勿論のこと、江戸を中心に大坂、京都などにまで織物売りさばいた。福生の近くでは、中神村の中野家（『中神村中野家近世織物仲買関係史料集』）や、福生の多摩川対岸にある小川村の森田儀左衛門家（『森田儀左衛門家文書』）が、こうした在方縞買^{ざう}いとしてよく知られている。

宿方縞買^{しゆく}いは八王子や青梅の町方として開けた地に店を構え、市の日に生産農民や小縞買^{こしま}いあるいは在方縞買^{ざう}いなどが市に出す織物を商う、織物の専門的な仲買^{しやうばい}い商人であった。宿方縞買^{しゆく}いによりこうして買い集められた織物も三都を中心に、仙台、博多などの遠隔地の都市に売りさばかれた。

福生地方の織物は、こうして市と縞買^{しま}いの手を経て全国的な商品となっていたのである。しかし在方縞買^{ざう}いや宿方縞買^{しゆく}いは八王子と青梅において縞買^{しま}い仲間という商人団体を結成し、商人利益を守る組織としたが、縞買^{しま}い同志や織り屋農民、ほかの商人との競争が激しく、きわめて浮き沈みの激しい商売であった（『八王子織物史・上』）。

2 養蚕と機織り

養蚕業

このころ蚕の飼料となる桑の木は幕府の農業上の統制もあって、本畑に植えられることはすくなくなかった。福生地方でも「田畑山林へ植殖シ、可然品は畑畔へ桑木を植、蚕を飼候」（横田壽光家文書）と、畑の畔や畦の間に植えつけられるとともに、多摩川の川原などが有力な栽桑地であった。しかし養蚕がさかんになるにつれて、これらの村内の桑は不足がちとなった。熊川村の石川弥八郎家も古くからの養蚕家であったが、桑が不足すると福生、拝島、羽村、小川や、八王子にまで出かけ、桑を買い求めたことが同家の日記に記録されている。以下、化政期から天保期にかけての同家の日記により、同時期の養蚕、製糸、織物の様子をみてみよう。

蚕の卵を蚕種さんねといい、この採卵の専門の業者を種屋たねやといったが、蚕種業は大規模で特殊な桑園と採卵技術が必要であったため、比較的早く専門の業者が生まれ、元禄期ころには信州上田、奥州柳川、下野結城などは蚕種本場といわれて多くの種屋を輩出した。福生地方の養蚕農民は、こうした蚕種本場の種屋と地元が多摩川辺りの種屋から蚕種を購入し、養蚕業のもととしていた。

毎年桑が芽ぶくころが養蚕の開始である。縦一尺二寸（三六・四センチメートル）横七寸五分（二二・七センチメートル）ほどの長方形の和紙に産みつけられた蚕卵紙さんらんしの卵が、青みがかってくる。これを催青さいせいという。催青した卵はまもなくふ化して、黒い色の毛蚕けぞとなる。これを桑の幼葉を細かく切った上に、羽根で掃き落とす。掃立はきたてという。

掃立のあと、蚕は四回眠と起を繰り返して次第に成長し、最後の大眠に入るときに、口から糸をはきながら繭をつくり巣ごもりをする。これが上簇じようそうくである。四回の眠起をそれぞれ獅子、鷹、船、庭と呼ぶが、このうち船起き、庭起

きのときの蚕の食欲はすさまじく、給飼の労働は昼夜をわかつづづく。近世では、掃立から上簇までおよそ四、五〇日間かかった。この間最盛期の桑伐り以外は、すべてが女と子供の仕事であり、きわめて長く重い労働であった。

生糸と綿糸

営繭のあと上簇用に藁などでこしらえた簇から繭を取り離し、收繭する。これをただちに火入れて、繭の中の蛹を殺さなければならぬ。日をおいて出蛾した繭からは生糸は取れないし、收繭のあとには麦秋が待っている。麦の刈り入れ時期は、福生地方の農業が一番忙しい時期である。これが、收繭を急がなければならぬ二大理由であった。

繭から生糸を取る糸挽きは、一年のうち大体六月、七月におこなった。繭を煮沸し、素手などでまず糸口を取り出し、ついで撚りをかけながら糸を挽いた。糸車に巻き取る控繰り方式が当地方に普及するのは、近世末期とみられる。挽いた糸、つまり生糸はそのまま織れば生絹だが、福生地方では紡織物用とするために、紺屋に染めに出した。また養蚕農家も糸挽き農家も、自家消費分以外の繭や生糸は、繭商人や生糸商人に販売していた。

木棉の実から綿を取り出したのが、繰綿である。この繰綿を綿弓で打って柔らかな綿状にすることを綿打ちという。綿打ちしたものをさらに巻いて締め付けられれば篠巻ができる。篠巻から総に糸を巻き取れば総糸、つまり綿糸である。前述のように当地方に棉の栽培は確認できない。むしろ周辺の棉の栽培地から、繰綿や綿糸の状態で購入したとみられる。綿糸もまた紺屋に染めに出された。

近世ではこうした繭や繰綿から糸に取る仕事も、すべて婦女子の労働であった。

機織り

高機方式の機織り機が福生地方に入ってきたのは、近世末期から明治初期にかけてのこととみられる。それまでは、腰を深く折って前かがみのままおこなう地機が普通であり、地機でも精勤すれば四、五

日で一反織ることが可能であった。しかし根気のいる重労働であったことはいうまでもない。

機織りは、例年三月になるとはじまり、四月、五月、六月は養蚕と麦秋、糸挽きなどで休み機となるが、盆のあとから年末までが、機織りの最盛期となる。実質半年間の労働であるが、この機織りも婦女子の仕事であった。さきに見た小縞買いの坪廻りも、普通はこの機織り期間中におこなわれた。

福生地方の農家ではこのようにおもに婦女子の労働により、養蚕、製糸、製織という一連の生産がおこなわれ、各農家を小縞買いが織物を買集めたり、生産農民が独自に市で交易したりして、商品としての織物が地域内や地域外の市場に出る経済循環となっていたのである。

3 織物業地域の展開

天保一四年（一八四三）の福生村の農間渡世を知ることができる（表Ⅲ-57）。

農間渡世

「糸綿」は綿糸と繰綿、「糸繭」は生糸と繭、たんに「糸」とあるのは綿糸、「地縞」は縞織物をさすともられる。「木綿切商い」は綿織物の商いをさすのであろう。荒物の商いが八件、草鞋わらじなどの商いが七件、こうした日常生活品の商いよりも、「糸綿」や「糸繭」など織物関係の商いが古着商いもふくめると一二件と多く、全体三一件の三分の一以上を占めた。織物のさかんな地域の特色をよく示しているよう。

「機織」の佐吉は機織りを専門的におこなう職人、「紺屋」の嘉兵衛は、村内の織り屋農民の出す糸を染める職人、また「地縞売買」の半平と富蔵は、縞買いとそれぞれみられる。これに生糸や繭、繰綿や綿糸などの商いと農村の広範な生産農民の存在とを加味すると、地域の織物業関係の上で、分業が成立していたことがよく理解できであろう。

表Ⅲ-57

福生村の農間渡世（天保14年）

名	前	渡	世	
米	助	荒物	古着	
和	助	荒物	水油 飯穀	
佐	吉	荒物	糸綿 機織	
周	二 郎	荒物		
全	平	荒物	糸繭	
新	兵 衛	荒物	古着	
市	弥	質屋	地縞 糸	
半	平	地縞・糸綿	売買	
富	蔵	地縞・糸綿	売買	
弥	八 郎	糸繭		
吉	蔵	水油絞		
金	蔵	質屋	反物・足袋	売買
嘉	兵 衛	紺屋		
忠	蔵	鍛冶屋		
熊	蔵	升酒		
七郎	左衛門	升酒		
彦	八	泊屋	膳飯	
伊	助	沓	草鞋 菓子	
幸	右衛門	沓	草鞋 菓子	
惣	吉	沓	草鞋 菓子	
丈	右衛門	沓	草鞋 菓子	
半	左衛門	沓	草鞋 菓子	
利	右衛門	飴売		
左	仲	荒物		
七	郎 平	沓	草鞋	
島	二 郎	荒物	糸繭	
半	左衛門	醤油造		
十	兵 衛	酒造		
安	右衛門	沓	草鞋	
元	七	沓	草鞋	
伝	七	木綿切商	い	

「天保14年卯七月農間渡世名前書上帳」（田村半十郎家文書）より作成

つまり養蚕と製糸と染色と製織、販売の各分業が地域内でおこなわれ、これらの各分業を商人と職人が補うという生産と流通の有機的な関係が成立していた。天保期の福生地方には、このように織物業の確立した姿を認めることができるのである。

織物業地域

福生を含む多摩地方の、織物業地域としての確立についてみてみよう。

近世の段階で多摩地方全体の産業をみわたせる格好な資料は、『新編武蔵風土記稿』（以下『風土記稿』と略す）である。この『風土記稿』は江戸幕府が編纂した正式な武蔵国の地誌であり、多摩郡の部の成立は文政五年（一八三）である。したがって、資料の中から織物関係の記事を拾い出すことで、この時期の織物に関して地域的な特色が指摘できるであろう。『風土記稿』の中から養蚕、製糸、織物の各業に言及のある村を抽出し、抽出した村を各業ごとに分類、さらに各村を西多摩地方、南多摩地方、北多摩地方に分けて整理し、織物業で具体的な織物名が

第3節 織物業地域の確立と展開

表Ⅲ-58 三多摩地方織物業の分布

	養 蚕	製 糸	織 物
西多摩地方	平井 戸倉 端 計 3 ケ村		油平 平井(青梅縞) 高尾 留原 戸倉 駒木野(綿) 氷川村枝郷栃久保 青梅 (青梅縞) 今井(青梅縞) 谷野(青梅縞) 今寺(青梅 縞) 大門(青梅縞) 計 12 ケ村
南多摩地方	原町田 森野 根岸 金 井 真光寺 乞田 上図 師 大沢 上小山田 中 野 貝取 下柵田 片倉 下相原 館山 下長房 山入 小津 計 18 ケ村	原町田(木綿糸) 越 野 大塚 三沢 下柵田 川口 計 6 ケ村	下相原(太織) 山入 横川 川村(黒太織) 小津 川口 (太織・青梅施) 計 6 ケ村
北多摩地方	野崎 上谷保 屋敷分 拝島 横田 奈良橋 高 木 後ヶ谷 清水 久米 川 南秋津 計 11 ケ村		清戸下宿(木綿織) 拝島 三ッ木(木綿縞) 奈良橋 (木綿縞) 高木(木綿縞) 計 5 ケ村

鈴木芳行「江戸時代後期玉川中流域の織物生産と流通」(『石川酒造文書3』)補訂

ある場合にはそれを併記した(表Ⅲ-58 参照)。

まず北多摩・西多摩地方では製糸について、顕著な発達は認められない。だが北多摩地方では多数の村で養蚕業がおこなわれていた。また、南多摩地方の養蚕業にはめざましいものがある。つぎに製糸業については、南多摩地方に比較的多くおこなわれていたことが確認できる。織物については西多摩地方が抜きん出ており、織物でもとくに青梅縞の発達が顕著であった。このようにみると文化・文政期にはすでに、南多摩・北多摩地方と西多摩地方の一部を巻き込んだ多摩地方には養蚕業が広範におこなわれ、この広範な養蚕業を基盤にして、南多摩地方の製糸および、三多摩地方全般的の織物と

いう分布上の地域的特色が確かめられた。すなわち、さきに天保期の福生地方にみたような織物業の確立した姿を、多摩全体では化政期に認めることができるのである（鈴木芳行「江戸時代後期玉川中流域の織物生産と流通」『石川酒造文書三』）。

開国とその後の展開 一九世紀も半ばころから、イギリスを中心とする欧米列強は東南アジア諸国の植民地化を目指して進出してきた。列強の中でも日本に最初に開国要求を突きつけたのは、アメリカである。アメリカの東

インド艦隊司令長官ペリーは嘉永六年（一八五三）、相模の浦賀に入港し開国を要求、翌安政元年に再来し日米和親条約の調印に成功した。日本の開国であり、これが対外的な大転換となるとともに、対内的にも政治的、社会的、経済的大変動が加速されることになったのである。

安政五年（一八五八）、江戸幕府は、アメリカ、オランダ、ロシア、イギリス、フランスと相次いで通商条約を結び、翌安政六年五月から欧米列強との貿易がはじまった。貿易開始当初の日本のおもな輸出品は生糸と蚕種であり、最大の貿易港は相模の横浜であった。貿易の開始は開港地に近く、しかも最大の輸出品である生糸の産地でもあった多摩地方にも、その一角の福生にも、織物業やそのほかの分野にも、必然的な地域経済の大変動を招来することになったのである。

福生地方の薪は近世を通しての重要な移出品であり、それまでおもに江戸に向けて出荷されていた。ところが横浜開港にともなって、福生地方の一農民が薪炭店の横浜出店を試みている。すなわち、安政七年二月、熊川村の時太郎は、「神奈川宿横浜にて、炭薪ならびに諸色商売仕り度く」、ついでに領主の許可の証として「添鑑」の下げ渡しを地頭所に願ひ出た（内出英雄家文書）。この願ひが聞き届けられたかどうかは推断できないが、それまでの江戸を中心と

した商い習慣を打ち破って、開港されたばかりの横浜を目指そうとする進取の人物が福生地方にも現われたのである。明治二年（一八六八）九月の「物産其外書上帳」（田村半十郎家文書）によれば、福生村の繭は、「物産の儀、蚕繭ニ御坐候、一ヶ年分凡代金見積り千五百両位、年々不同ニ御座候」と、その生産額を誇った。開港以前の当地方の繭は農家の織物一貫生産の中で消費されることが多く、村全体の生産価額は知る機会が少なかったが、開港後、繭が製糸業者に売られ、生糸となって横浜への浜出しが多くなると、繭の村生産価額が把握できるようになった。それが福生一村で一五〇〇両、並みの額ではなかった。開港にともない、織物業地域の繭と生糸が輸出入となって地域外に放出されることになったのである。

南多摩地方やみなす鐺水の五郎吉は文久二年（一八六二）の秋ごろから、自家製糸のみならず八王子地方を中心とした多摩各地の生糸を買い集め、これを「提げ糸」「嶋田糸」などの輸出入に装束し横浜に向け浜出しをはじめた。この多摩各地の中に福生地方も含まれることは、勿論である。五郎吉のような浜出し商人は、当時の多摩の織物業地域にも多く輩出され、経済力を蓄えていったが、これらの多くの生糸商人が通った鐺水の御殿峠越えの道が、のちに「絹の道」と呼ばれるようになったのである（鈴木芳行「維新期全国紡織生産の動向と多摩川中流域の織物基盤」『多摩川・秋川合流地域の歴史的研究』）。

本来、農家ないしは農村の一貫生産の中で消費されていた生糸が浜出しされる機会が多くなると、生糸値段は騰貴し、機屋農民は生産繭や生産生糸を横浜に廻すようになり、地域の織物業が一時的に衰微した。生糸の騰貴は諸物価の騰貴と連動し、地域経済を混乱に落とし入れ、地域の一般農民を苦しめる結果ともなった。この地域経済の混乱が、慶応二年（一八六六）六月、関東地方を震撼させた武州一揆の遠因ともなっていたのである（『八王子織物史』）。

第四節 村方の変質と幕府の対応

村落の変貌と民衆運動 一八世紀中期（宝暦・天明期）以降の関東の村落は、社会経済構造の変質によりさまざまな面で変化を生じた。社会経済構造の変質とは、小商品生産といわれる農村荒廃現象の展開である。

小商品生産の展開とは、いうまでもなく自給農業以外の生産活動のことをいう。そして、関東では一八世紀以降顕著となり江戸地廻り経済圏を形成した。江戸近郊農村における蔬菜、雑穀生産、常陸・下野しもつけの木綿生産、上州の絹織物生産などがその代表例である（福生市域における小商品生産については本章一・二節参照）。

また、農村荒廃現象の展開とは、次のようなものである。すなわち、商品経済の村落内部に対する浸透により、肥料の購入など自家の生産活動が商品経済に規定されるのみならず、消費生活においても米穀や雑穀という自給物資まで購入せざるをえない事態にまでたち至る。これにより、農民経営が困窮、破綻し、没落する農民が増加する。つまり、村落における人口減少と、それにともなう手余地の増大という社会状況をいう。まさに幕府が基盤としていた本百姓体制の崩壊である。そして、たび重なる自然災害による凶作、飢饉や領主による年貢・諸役の賦課強化はこれらに追討ちをかけた。この農村荒廃は、とりわけ下野や常陸などという商品生産の特産地化が進んだ、北関東地域において顕著であった。武蔵や相模といった南関東地域が比較のおだやかであったのは、江戸に近いという地理的な条件や畑作を中心とする自給的農業生産と、小商品生産とのバランスによる地域的な特質によるところが大きいとみられる。

以上のような社会経済構造の変化は、必然的にさらなる社会構造の変化をもたらしした。

第4節 村方の変質と幕府の対応

表Ⅲ-59 関東における百姓一揆・村方騒動件数表

	百 姓 一 揆								村方騒動
	逃散	愁訴	越訴	強訴	打毀	蜂起	不穩	不明	
寛永17—慶安2			1	1					2
慶安3—万治2			1	2					3
万治3—寛文9		3	2						5
寛文10—延宝7		2	3					1	6
延宝8—元禄2		2	5				1		8
元禄3—元禄12	1	4	4	1					10
元禄13—宝永6		2	5	1			1		9
宝永7—享保4		2	2	4				2	10
享保5—享保14		3	3	2					8
享保15—元文4		2	1						3
元文5—寛延2		2	3	4				3	12
寛延3—宝暦9		2	5	1	1				9
宝暦10—明和6		1	2		1	2	1	2	9
明和7—安永8			2	3	2		3	2	12
安永9—寛政元		5	2	12	16		8	1	44
寛政2—寛政11		4	5				2	2	13
寛政12—文化6			6	4			2	3	15
文化7—文政2			5	4				2	11
文政3—文政12			5	6	2		1	1	16
天保元—天保10		6	6	3	11		9	4	39
天保11—嘉永2		6	6	2					14
嘉永3—安政6		3	4	1	1			1	10
万延元—明治2	1	2	5	14	29	2	32	7	92

広瀬隆久「幕藩制解体期における村と農民闘争」（歴史学研究会編『世界史における民族と民主主義』）

農村荒廃により農村から流出した百姓は江戸や近隣の中小都市に流れ込み、都市人口を増加させ、都市との社会構造の変化をもたらした。後述するような都市打ちこわしの主体となっていくのも、このような農村から流入した層である。また都市に流入しなかった者は無宿人となり、農村を徘徊し身分秩序や治安を乱し、犯罪を誘発する要因となった。関東は、幕府領・旗本領・寺社領などが複雑に入り組んだ支配空間を形成した、いわゆる非領国地域であった。もともと個別の領主には、それぞれの支配地域でおこった犯罪に対して、それぞれの手によって捜索、処罰することのできる権利が認められていたが、代官・旗本・寺社いづれも警察力が脆弱で、無宿人のように個別支配域を越えて展開する犯罪に、対処することは実質的に不可能であった。この状況に対処するため

に、幕府は関東に対してさまざまな施策を講じた。それらの政策をみるまえに、宝暦天明期に顕著となった他方の社会状況を今少し述べることにしよう。

宝暦天明期は、さまざまな民衆運動が全国的に活発となった時期でもあった。一揆や村方騒動の展開である。表Ⅲ¹⁵⁹にみえるように、関東においても、天明期には一揆や村方騒動がピークに達している。

幕府の政策や前述したような小商品生産の展開により、形成された富農や豪商に対して不満を持った民衆が一揆を結び、強訴や打ちこわしをおこなった。この時期の一揆の特徴は、支配領域を越えて広域化し、打ちこわしという行為をとまうことにある。

関東をみても、明和元年（一七六四）の伝馬騒動や上野国で天明元年（一七六一）におこった、いわゆる絹一揆は大規模なものであった。伝馬騒動では、助郷役の拡大に反対した武蔵・上野・下野・信濃国の中山道ぞいの百姓二〇万人あまりが強訴を始め、要求獲得の後、幕府の交通政策に加担した宿村役人に打ちこわしを仕掛けたものである。絹一揆は、幕府の糸絹貫目改会所設置にとまう絹流通の変化に対し、不満を持った百姓が会所設置政策に加担した富農などに打ちこわしをおこなったものである。

都市においても民衆運動はおこった。天明七年の江戸における打ちこわしや安永七年（一七七六）の日光での一揆が代表的である。江戸の打ちこわしは、物価騰貴を契機とする都市下層民による豪商への打ちこわしであった。日光での一揆は、日光の町人が幕府作事政策に反対し、その作事を請け負った商人などを打ちこわしたものである。

畿内や江戸周辺地域では、強訴や打ちこわしとは形態が異なる民衆運動もおこった。合法的な訴願という形態をとる運動である。江戸周辺村々では寛政期以降、農村で肥料として使用していた下肥（江戸から供給された）が値上

りしたために、個別領主の支配域を越えて結びつき、価格低下を求めた。この下肥をめぐる訴願闘争は近世後期を通じてたびたび繰り返された。

勿論一揆や村方騒動も件数上では近世後期から明治期に至るまでつづくが、それらが持つ意義については必ずしも一貫したものではなく時代により変化した。

福生市域周辺でも、宝暦一二年（一七六二）、青梅地域を中心とする多摩・高麗・入間郡に点在する田安領村々による年貢増徴政策に反対した箱訴事件がおこっている。では、以下福生市域村々がかかわった民衆運動を、具体的にみていくことにしよう。

天明四年の打ちこわし 天明四年（一七六四）二月二七日、熊川村の勤六が名主弥八郎のもとへ、伴蔵の門へ張られた張札を持参してやってきた。このときの張札は次のようなものであり、同様の張札は名主宅の門にも張られている。

た（以下、一揆の動向については、「天明年間東国変乱覚書」「天明一揆史料」また、熊川村内の動向については、「公私日庸記」「石川酒造文書一」を典拠とする）。

口 上

一去る卯、関八州並び出羽・奥州迄去る夏・秋両毛不作に付、米穀並びに雑穀等高値に相成り、右国々百姓共大困窮仕り候旨お上へお聞き及ばれ、この度御回状を以て仰せ触れられ候は、一村限り村役人立会い、小前百姓の雑穀を相改め、家内人数引き合わせ、当夏作出来候迄の手当に残し置き、その余りの分はその村最寄り市場・町場等へ差し出し、売り捌き申すべき旨仰せ触れられ候所、右御触れをも恐れず、この近在有徳の者共寄合い、相談致し、市場・町場は勿論、小前迄の雑穀を買い留め置き、占め売りいたし候者共近辺にこれあり、

大勢の難儀を顧みず、甚だ不法の仕方、依って御相談申す儀これあり候間、来る二十八日暮六ツ時より五ツ時迄に箱根ヶ崎村池尻へ、高百石に付き二十人程づつの積りを以て村々一同お出会なされ候、もしお出会これなき村方へは大勢押し寄せ、理不尽なる儀もこれあるべくの間、よくよくこの段御心得なされ、右刻限間違ひこれ無く御出会なさるべく候、以上

辰二月

困窮の村々

御名主

御年寄 中

惣百姓

近年の凶作により米・雑穀などが高値となっている。これにより、百姓の持っている米・雑穀を調査し、家内人数を養える分を除き、最寄市場へ放出するよう幕府から触書が出された。にもかかわらず、買い占めをおこなっているものが近在にいる。そこで、それらの者へ相談を申しかけたため、二八日夕刻、箱根ヶ崎村池尻（瑞穂町）へ高一〇〇石に付二〇人の割合で村々から人数を差し出してもらいたい。参加しない村へは大勢押し寄せ理不尽な行為におよぶかもしれない。

この張紙は、羽村の名主・組頭三名が中心となり、仙川上水陣屋に集まり、相談して作成されたとされている。張紙は一夜で三七の村々に張られたという。

二八日九ツの鐘を合図に、箱根ヶ崎村池尻に参集した百姓は二、三万人という。頭取もなく、評議もないままに始まった打ちこわしは、二八日夜から二九日未明にかけて、中藤村（武蔵村山市）で四軒、高木村（東大和市）で一軒

をその対象とした。

福生地域の村々は、この打ちこわしの動向にどのようににかかわったのであろうか。当時の状況は、熊川村名主弥八郎の記した日記からうかがうことができる。それによると、名主弥八郎はたびたび隣村役人や村内の者と協議を重ね、内々で領主に訴え出ている。また、「押人数差出し候えハ、徒党ニ相成」として、村内からの参加者を出さないよう奮闘している。「家賊^{（賊）}なげ出しもの」にする一方、二八日夜および二九日には名主宅へ村内人数を集めている。そして逐次、打ちこわしの情報を村内の百姓に調査させ、その動静を凝視している。福生地域の村々は打ちこわしには参加しなかったようである。

この打ちこわしはわずか一日で終結したが、熊川村名主弥八郎は「誠ニ前代未聞^{（みもん）}之有様」と日記に記している。

打ちこわしに対する幕府の反応も早いものがあつた。三月二日には、村々一五歳以上の百姓の他出禁止、および押島村旅宿にいる幕府役人への連行を指示する回状が押島・熊川・福生・川崎・羽村へ出された。また、同日捜査は村順番で「村々拾五才以上百姓共ならびに倅・召仕共ニ、一人別一通相糺す」という取調べをおこなう旨も通達された。しかし「差掛候外御用の向之れ有り候間、（中略）召出し候申ニ及ばず」と、名指しの調査のみに終始したようである。六三人が捕えられ、取調べがおこなわれた。捕えられた者は、羽村やその周辺村々をはじめとして、狭山丘陵を越えた入間郡の村（埼玉県所沢市）にまでおよんでいる。福生村や熊川村の百姓も捕えられ、縛られるという事態にまで至ったが、福生村の取調べの終了とともに帰村を許されている。

この年は、「承伝へものなき大凶年」、「夫食願いをおこなわなければ」、村方ニ餓死人も出来」という状況であつた。熊川村名主が他村の出入り一件で出向いていた江戸から帰村したときも、「皆々帰村ヲ祝ヒ、参られるも、行^{（おこな）}も

取り続き成り兼ね候^{はな}嘶^しのみ、さてすばらしき世の有様」と、苦悩ぶりがうかがえる。まさに、打ち壊^{こわ}しの原因は先の張紙にもあったように、凶作による米穀・雑穀の高値とそれらの買い占めであった。

辻光子によると、打ちこわしを受けた百姓が在方商人を営んでいたことに注目し、「打ちこわしの原因は、在方商人対一般農民の対立が根底にあることが基本的な原因であり、飢饉による買占め、売り惜しみは動機に過ぎなかった」(辻光子「武州多摩郡村山地方、天明四年打ちこわし騒動について」『天明一揆史料』)という結論を出している。

勿論、打ちこわしの背景には畑作地帯という当該地域の特色を考慮せざるをえない。米穀や雑穀の流通を前提とすることは、この地域の百姓が小商品生産を開始していたことを意味するからである。しかし、辻光子も指摘しているように、打ちこわしを受けたすべての百姓が在方商人を営んでいたわけではなく、その中には買い留めや占め売りをおこなわなくても、「人ニ心実不和」より打ちこわしの対象とされたものもいた。実際、打ちこわしがおこる以前の二月二一日、福生村名主でも打ちこわしをうけた者へ、金^{きん}子の無心(借用)を頼んでいるが、断^きわられている。

このようなことから、在方商人と一般農民との対立は根底的かつ一般的なものではあるまいか。逆に在方商人と一般農民との間には一般農民が認知した何らかの社会的関係が取り結ばれていたのではないだろうか。だからこそ、一般農民の認知した社会的関係と齟齬^{そご}をきたした商人のみに、打ちこわしがかけられたと推測されるのである。すなわち、今回の打ちこわしは、まさに百姓の観念による一種の制裁と考えられるのである。

天明八年熊川村 の村方出入り

福生市域での村方出入りは、天明八年(一七六〇)におこった。旧熊川村旗本田沢氏領での村役人私欲押領一件である。争点が多岐にわたっており、長くなってしまうが以下見ておくことにしよう。

天明八年一二月百姓三一軒惣代清兵衛が旗本へ訴え出た。訴状によると、名主勘六が私欲により百姓藤右衛門を退

転させた。これについてよくよく取調べたところ、名主・年寄・組頭の間で藤右衛門や小前百姓に対して数年の間、年貢取り立て高の相違や二重取り立てが判明した、というものである（『近世1』66）。

これに対して、翌月の天明九年正月村役人側からの反論が出されている（『近世1』67）。

まず第一に、年貢上納については「小前取立て永辻納め高」に引合わせのうえ上納しているため二重取り立てということはかつてよりなかったことである。年貢勘定は、名主・年寄・組頭・五人組の内から立会いで勘定しているため、名主勘六一人で私欲押領や、二重取り立てをしているというとはいいがかりである。とりわけ、昨年は惣百姓一同相談で古くなった名寄帳を改定している。どのような根拠をもって名主私欲押領ということになったのか納得がいけない。また、名主私欲のため藤右衛門が退転したと訴えているが、藤右衛門は年々困窮してきたため、組合・親類相談のうえ、借入金をもって処理するよう奉公かせぎに出し、百姓として存続するように考えたことである。名主の一存によって藤右衛門が退転したということも納得がいけない。

第二に、長左衛門出入り一件の入用割合については、次のように述べている。昨年惣百姓相談で田畑質地などで移動のあった名寄帳を改め、一冊を名主へ、一冊を百姓の代表である年寄へおくことにした。しかし、年寄へ預けることが遅れたところ、訴訟方の清兵衛は年寄へ預けることに難色を示し、小前大勢へ申し触れ、村内が騒ぎ立ってしまった。これにより長左衛門と出入りとなった。このときの入用については名主が立替えをおこなったところ、かえって問題とされた。

第三に、組頭忠兵衛が旗本へ対して申し述べたことは、ありのままのことで、この点について呼び出されることは難儀きわまりない。

争点それぞれに訴訟方の見解を否定し、正当性を述べている。

この後、訴訟方、被告方双方とも訴状、返答のやりとりがあったようである。その過程で争点が多少ずれてきている。寛政元年（一七九九）四月の口上書（『近世1』69）によると、七つの争点となっている。詳細については不明な点もあるため、ここでは要点のみを箇条書きするにとどめたい。

- ① 上納している真綿^{マワタ}について
- ② 入用金一両割方について
- ③ 入用方越石分割合について
- ④ 村入用永百文の割りかけについて
- ⑤ 幸助他六名の受取書引合について
- ⑥ あゆ納入用取り立て竿納について
- ⑦ 一二、三年前売渡し田畑および兵左衛門年貢勘定について

この出入りは、その後数度のやりとりを経て最終的には寛政二年四月に内済をみたようである。以下、内済書の内容を確認することにしよう（『近世1』72）。

① 名主役は従来どおりとし、年貢勘定は名主宅でおこない、年寄・組頭・百姓から一人立会いとする。また、取り立てについては、組親かぎりを取り立て、組親同道にて上納すること。

② 村役人の高抜きについては、名主は一〇石、年寄・組頭は五石とする。寺院については従来分は高抜きとし、今後蓄積した分については百姓並みに高掛かりとする。

③ 名主給から取り立てた者へ金三分渡す。

④ 真綿納め・あゆ納め・門松については名主・年寄・組頭相談で取り計らうこととする。

⑤ この出入りに関する諸入用は百姓でまかない、双方とも申し分ないようにする。

⑥ 長左衛門は今回の一件で百姓に対して迷惑を掛けたことにより、百姓方へ詫書^{わび}を差し出す。

⑦ 歩銭・夫金・国役など高掛かりは従来永割りでおこなってきたが、今後、高割りとする。

⑧ 名主・年寄にて地所の不明な点については出入りの扱い人が立会いの上、取調べることにする。

③ についての詳細は明らかではないが、藤右衛門退転にかかわる内容と推測される。また、⑤・⑥は今回の出入りに付随した内容である。残る五点の内容は、先にみってきた百姓方が私欲として訴え出た村役人の具体的な不法行為の争点とはずれがあるが、名主・年寄・組頭と百姓方との領主支配に関する村の運営方法についての取り決め、再確認事項と考えられる。

近世後期になると村内部の小前百姓は、村内部の運営に対して積極的にかかわりを持つようになっていく。そして、以上みてきたような小前百姓と村役人との対立という形の村方出入りとして表面化する。出入りによって、小前百姓は発言を増し、村運営にさらに参画するようになっていく。このような村方出入りは各地で頻発し、村社会を変質させていった。

幕府の農村

政策

農村荒廃により農村から流出した百姓は、江戸や関東の中小都市に流入するばかりではなかった。無宿人などとなって農村や都市を徘徊し、身分秩序や治安を乱す要因ともなった。

これら宝暦・天明期以降に顕著となる農村をめぐる社会状況の変化に対して、幕府はさまざまな施策を講じた。と

りわけ、田沼政権の後、政権を握った松平定信によって、中心課題となった。

まず、農村復興策が打ち出された。出稼奉公制限令により農村から都市へ流入する百姓を制限する一方、帰村の費用や帰村後の農具代の援助を内容とする旧里帰農奨励令を出し、江戸に流入した百姓の帰村をうながした。また農村での村入用などの負担を軽減する触れや、荒地起返あれちおこしや用水普請のための公金貸付による本百姓の再建に力を入れるとともに、奢侈禁止しやしを中心とする厳しい生活統制を加えていった。

次に治安強化策が挙げられる。まず、寛政六年（一七五四）には、公事方御定書の博突の罪に対する刑を重くし、博突の捜査・仕置きを徹底化するため、他領主および他支配の人別が関与する場合でも領主に対する仕置き権を認めた。

さらに、文化三年（一八〇六）には盗犯に対する新たな刑罰体系を、文政九年（一八二六）には脇差・鉄砲などを携帯して乱暴する者へ厳罰を定めた。

しかし、江戸のみならず関東の農村部でも治安の悪化はますます増長する一方であった。浪人ものを取り締まる触書が度々出されるのである。

農村支配機構の面でも幕府は従来の関東の支配体制の大幅な変更を実施した。幕初より関東においては代々伊奈家が関東郡代として重要な位置を占めていた。天明期においても浅間山噴火被災地の農村復興や江戸打ちこわしに対する施策にも大きな功績をあげていた（本間清利『関東郡代―伊奈氏の系譜』）。しかし寛政四年、伊奈忠尊は「不屈之筋」があるとして罷免され、知行地も没収された。これにともない新たな農村支配構造が生まれた。文化三年勘定奉行が関東郡代を兼任する体制がとられるのである。

さらに、文化二年六月勘定奉行石川左近将監忠房が江戸周辺を支配地域とする四名の代官に命じて原案を作成させ、

第4節 村方の変質と幕府の対応

表Ⅲ-60 寛政5年郡中取締役一覧表

村 名	役職名	名 前
上高井戸村	名主	三左衛門
仙川村	名主	□右衛門
粕谷村	名主	吉郎兵衛
中野村	名主	卯右衛門
下布田村	名主	市左衛門
下石原村	名主	善右衛門
小川村	名主	弥次郎
榎戸新田	名主	源 藏
内藤新田	名主	政右衛門
柴崎村	名主	弥惣次
柴崎村	名主	次郎兵衛
熊川村	名主	弥八郎
羽 村	名主	織 部
下高月村	名主	新 藏
八王子横山宿	名主	市郎右衛門
八王子八日市宿	名主	郡 藏
河 辺 村	名主	宗 兵 衛
檜 原 村	名主	郡 次
丹三郎村	名主	丹次右衛門
高麗高倉新田	名主	長三郎
高麗久保村	名主	兵 藏

牛米努「明治維新と石川家」(『石川酒造文書5』)

設置したのが関東取締出役である。すなわち、原案を作成した代官の手代・手付の中から二名ずつを選び、領主支配域を越えて村々を巡回させ、警察活動にあたらせたのである。そして、関東取締出役は、勘定奉行の直属と位置づけた。勿論、個別領主の従来の権限すべてが関東取締出役に委譲されたわけではなく、両者は補完的な関係となった。

幕府は支配体制のみならず、地方の支配構造にも変更を加えた。中間機構の改編と中間支配機構の創出である。

そもそも、近世の農村支配構造にとって在地における中間機構は必要不可欠のものであった。江戸周辺にも、関東郡代の下部組織としての鷹場制度に中間機構は位置づけられていた。すなわち、江戸を中心とするほぼ同心円に將軍、御三家などの鷹狩りをおこなう場を配置する一方、江戸周辺地域を筋・領としてまとめ、触次という中間機構を組織化することにより、献上物や夫役の徴収など(大石学「近世江戸周辺農村の機能と性格―武州野方領の分析を中心

に」『研究紀要』) 將軍を頂点とする儀礼的な秩序を維持する面をもっていた。鷹場は將軍を頂点とする序列化の象徴であるがゆえに、一方では農民に対する支配においても厳しい身分的な統制を加え得る場所でもあった。しかし、在地の有力者を中間機構として位置づけることなくしては維持できなかった。それゆえ、これらの中間機構は、幕府にとって、両刃の剣となった。寛政期以降江戸周辺でたびたび繰り返された下肥闘争のように、広域的な連携を取り、訴願闘争を組織する主体となり得る存在であったからである。幕府は中間機構に対して再三の統制を加えても、構造上必要不可欠の存在であった。

これに対して幕府は農村の掌握を試みた。天明九年には幕府支配機構とのずれを生じ始めている中間機構の再掌握を試みる一方、寛政五年には地域の有力者を「郡中御料私領共取締役」に任命した。そして、その一貫として後述するような文政一〇年の改革組合村の設定が図られていくのである。

村議定と村

村落の変貌に対処するため、幕府代官は村々に対して議定を結ばせた。

の対応

熊川村では、寛政元年(二六六)三月、名主・年寄あてに「村方郷例掟連判帳」という議定が定められた(『近世1』83)。内容は次に掲げるようなものである。

①五人組仕置帳七三か条を守ること。

②博奕・賭ごとの類は厳しく禁止すること。違反したもののについては過料金を徴収するが、その額は申年に議定したとおりとする。

③田畑を荒らしたものに對する取扱いも申年に議定したとおりとする。

④落葉・下草・芽荻などを刈取ったものは、決して見逃さず、過料金を取り、村方に差し出すこと。

⑤他郷の者の宿泊を禁止すること。由縁の有るものは例外とするが、偽って宿泊したものが悪事を働き、それに關して入用が掛かった場合は、泊めおいた者一人の入用で処理すること。

⑥古くから百姓は粗末な服を着、髪などはわらでつく（たばねる）という慣習となっているが、近年^{おど}奢りが生じ、油、元結などを使用している。質素儉約を旨とし、農業に励むこと。

⑦雨具は従来所持している分はともかく、今後は木綿合羽・傘ではなく蓑笠を使用すること。従来村役人から指示されているように、諸事奢りがましい体裁はすべきでないこと。

⑧祝儀・婚礼などは手輕にし、組合で取り計らい入用をあまりかけないようにすること。

⑨商売をおこなうと自然と農業が手薄となってしまうため、農業を忘れないこと。

⑩何事も自分で納得のいかないことについては、それぞれのものへ掛合いをおこない、独断で行動することは避けること。村役人の村政についても同様である。

ここでの内容は、まず農業への専念が取り決められている（⑥・⑨）。しかも、自村の農業の妨げや、妨げ^{さまた}になる盗みに対しては罰則を設けている（③・④）。一方、農業の専念とは裏腹な質素儉約（⑦・⑧）や博奕の統制もおこなっている（②）。また、百姓相互の話し合いを奨励することによって村方出入りの要因を除こうとしている（⑩）。すなわち、道德觀念に基づき、農業という生産活動を機軸とする村落生活を奨励する目的をもった議定である。

この議定書の条項②・③で触れている申年の議定というのは、天明八年（一七九八）の「御法度御請書之事」（『石川酒造文書一』39）のことである。さらに、熊川村では寛政四年にも「五人組御仕置并郷例連判帳」という議定（『近世1』85）が結ばれている。天明八年の「御法度御請書之事」には、当時幕府から通達された触書が記載されているほ

かは寛政元年の条文で示した①・②・③・④・⑤・⑩の内容が盛り込まれている。寛政四年の「五人組御仕置并郷例連判帳」には、五人組帳遵守と村入用立会い勘定に關する条文のみとなっているが、天明八年に取り決められた過料錢の改定と「其外諸事天明八年三月議定連印致し置き条々御誦とよえ聞成され、聊かも違失なく相守り」という天明八年に取り決めた議定にならう文言が記されている。このように、熊川村では天明八年の議定内容を繰り返し確認することによって、取り決めた内容の効力を高めようとしたのである。

天明八年の議定は、「惣百姓立会の上相極り」と村の百姓立会いのもと取り決められた内容であることが確認されるが、「御法度御請書之事」という表題となっている。さらに、寛政四年の議定では「村定議定連印之事」という内題を持つものの、代官伊奈右近將監役所あてとなっている。そもそも、村議定というのは村独自の取り決めのことをいうが、これらの村議定はいずれも幕府からの要請にもとづいていることがうかがえる。しかし、これらの議定が熊川村での村方出入りとはほぼ同時期に取り決めが始められ、繰り返し確認されていること、天明八年の議定は、「惣百姓立会の上相極り」と村の百姓立会いのもと取り決められていることから、村々の側でも領主からの要請を主体的に受け止めていたことがうかがえる。すなわち、村では近世後期の社会状況の変貌に対して、主体的に求心力を強めることによって対処したとみられるのである。

改革組合村 関東取締出役が文化二年（一八五）に設定されて以降も幕府は、農村に対する取締り政策を進めた。文政四年五月には、関東取締出役の人数を八名から一〇名に増加させた。文政九年には脇差・鉄砲などを携帯して乱暴する者への厳罰が定められ、文政一〇年（一八二七）二月勘定奉行から「御改革」として新たな仕法が出

された。この仕法が、明治政権による地方制度創出まで、関東の重要な支配機構として存続した組合村の設置を図っ

たものである。この仕法では、さらに関東取締出役の協力組織としての道案内の選出が図られている。

まず、「御改革」の内容や組合村の設定に入る前に、福生地域の村々に対する改革が通達された様子についてみることにしよう。

文政一〇年八月次のような触れが出された（「諸御用向控」田村半十郎家文書）。

今般御取締筋御改革、御奉行所より仰せ渡され、右に付き組合定め、其外の品々御用これ有る間、事弁え候村役人の内一村一人づつ、我等共旅宿左の所へ触れ候刻限^{ちた}遅滞^{たい}なく罷^まり出、相届可く候、この回状村下請印せしめ、昼夜刻付けを以て順達、留り村より相返す可く候、以上

関東向御取締出役

柏木兵五郎手附

脇谷武左衛門

山本大膳手代

太田平助

河野啓助

山田茂左衛門手附

吉田左五郎

明後二十四日昼四ツ時多摩郡拝島村へまかり出、かつ左の村々間に挟まり候欠落の分これ有り候はば、前後留め付け、村役人より相達し、一同まかり出候様取り計らう可く候、

亥八月二十二日亥上刻

多摩郡

熊川村

福生村

川崎村

五神村

羽村

関東取締出役から村々に対して、組合村の設定と改革の趣旨を申し渡すため、村々から一人ずつ関東取締出役の旅宿のもとへ呼出す内容である。

さらに、翌々年の文政一二年四月次のような触れが出された（「文政一二年・御用留」田村半十郎家文書）。

一 今般御取締筋御改革に付、先達て申し渡し置き候諸帳面請書類、寺社領一同持参、左の処へ日限相違なくまかり出^いず可^い候、

一 村々名主・組頭・百姓代へ、洩らさざる様申し諭す儀これ有る間、たとえ一村給々に候共、一給限り三役人相違なくまかり出で、もし他出・病氣に候はば、重立^{おもだち}候百姓まかり出^いず可^い候、

但し、今般の教諭筋承り度き者は、小前末々に候共勝手次第まかり出で候様申し聞け、召し連れまかり出^いず可^い候、

一村々質屋並びに送り質渡世の者は、去る戌・亥質帳持参、当人相違なくまかり出^いず可^い候、

右の趣その意を得、この回状村下へ請印せしめ、昼夜刻附を以て順達、留り村より相返す可く候、以上

関東向取締出役

山本大膳手代

小池三助

山本大膳手代

太田平助

同人手代

河野啓助

山田茂左衛門手附

吉田左五郎

明後五日昼八ツ時迄に重立候若もの共四・五人召し連れ、多摩郡拝島村我等旅宿へまかり出、相届けらる可く候、

丑四月三日巳上刻

ここでは、①先達て申し渡された諸帳面請書の提出、②教諭のための村役人及び希望者の呼出し、③質帳の提出と質屋当人の呼出し、④重立った若者の呼出し、という四点が村々へ触れられている。

隣村組合村である日野宿組合では、「千人余」を呼び出して、関東取締出役が「高座を構」え、昼九ツ半時から夕方まで「御改革四拾ヶ条之趣」を詳細に教諭している（米崎清実「改革組合村の構造―武州多摩郡日野宿組合村を中心として―」『幕藩制社会の展開と関東』）。拝島村組合でも同様の状況であったものとみられる。熊川村名主は四月

五日から三日にわたって組合村設定に関する内容で拝島村まで出向いている。

以上みてきたように、組合村の設定は、単に村々に対して触書を出すというものではなく、関東取締出役が村々を回り、村役人などを出し、改革の旨を伝えるという徹底したものであった。

改革議定

関東取締出役から村々へ提示された「御改革」の内容は前文四か条、後文四〇か条にわたる長文なものであった。熊川村における「組合村々取締其外議定連印書付」(石川彌八郎家文書)をみることにしよう。

前文では、文政九年(一八二六)九月の脇差・鉄砲など携帯者の乱暴に対する厳罰を内容とした触れをふまえた上で、
 ①五人組前書の遵守、②神事・祭礼・婚礼・仏事の質素儉約、③村々での歌舞伎・手踊り・操り芝居・相撲など人寄せの禁止、④百姓の商売禁止、を内容としている。
 そして、後文は以下の四〇条からなっている。

①公儀法度を遵守すること。

②村高の増減により、三か村から五、六か村単位に小組合をつくり、小組合単位で議定書を遵守すること。

③宿町村で悪者などをおかないこと。もしそれらの者をおいた場合、捕獲された際の費用は、おいた当人が五分、組合が三分、当人の属する村から二分とする。さらに村で捕獲し、連行するときの番人足飯料金は組合で高割りとする。

④村内に立ち入った悪者は、その村で捕獲すること。手にあまる場合は、小組合単位に協力し、連行するときの費用は組合高割りとすること。

- ⑤ 有宿悪者の捕獲・連行時の費用は、人別の村方から前項同様に拠出すること。
- ⑥ 浪人・船こぼれ・大小脇差携帯者に対する合力や宿貸しを禁止すること。
- ⑦ 浪人・船こぼれなど相對勸化の止宿を禁止すること。
- ⑧ 村々での強訴・徒党など企てがある場合には、即刻通告すること。
- ⑨ 組合村役人相互に監視し、博奕・賭事を禁止すること。
- ⑩ 博奕道具を商売している者がいたら連絡すること。
- ⑪ 村々での歌舞伎・手踊り・操り芝居・相撲など人寄せとなる催しを禁止すること。さらに若者どもの催しを組合村相互で取り締まること。
- ⑫ 旅芝居・百姓芝居を禁止すること。
- ⑬ 神事・祭礼・風祭を質素儉約にすること。
- ⑭ 出所不明の他所者をおかないこと。
- ⑮ 祝儀・不祝儀の仕来りは別として、上野・武蔵の百姓が神社仏閣・好身よしみへの行き来の際の、脇差携帯を禁止すること。
- ⑯ 婚礼を質素儉約にすること。
- ⑰ 婚礼その他に際しての若者のねだり行為を禁止すること。
- ⑱ 葬礼・仏事を質素儉約にすること。
- ⑲ 家業出精者に対する若者の非法行為を禁止すること。

- ⑳ 浦方・山方稼ぎ以外の新規商売を禁止すること。
- ㉑ 諸職人手間代の値上げをしないこと。
- ㉒ 村方寄合の際の酒食代を村入用に組み入れないこと。
- ㉓ 出役に対する馳走を禁止すること。
- ㉔ 取締出役・火付盗賊改め・道案内と称し、金子の合力を乞う者へは対応しないこと。
- ㉕ 御免勸化・従来の勸化を除く勸化に対して寄付をしないこと。
- ㉖ 無宿・無頼とも召し捕りまたは差し押えた後、無罪の者は教諭し、改心帰農する見込のある者は、引受け人を立てて引渡すこと。
- ㉗ 村内での心得違い人などをむやみに帳外ちやうはずれとせず、教諭を心掛けること。
- ㉘ 宿町村の寺院や村役人の中で博奕に携わるものがある風聞があったら、出役へ密告すること。
- ㉙ 無尽や富くじに類することは禁止すること。
- ㉚ 公儀・領主・地頭から追放となった者をおかないこと。
- ㉛ 村内で公事師くじしとなえ、借金出入りなどむやみに訴訟におよぶ者がいたら密告すること。
- ㉜ 鑑札を携えた餌差どもがねだりがましい行為におよんだ場合は、その者の所属をただし師匠やしかるべき筋へ申し出ること。
- ㉝ 鷹場内における鳥を盗み取りし、商売にしているものがいたら通告すること。
- ㉞ 囚人一人に付縄二房以上の上納はさせないこと。

③5 囚人継ぎ送り用の目籠は一丁に付二貫文、山籠は一貫二〇〇文でこしらえること。

③6 囚人の飯料は一人一泊一四八文、一昼七二文以外の入用はかけず、無宿は組合村入用、有宿はその者の村方より出させること。

③7 一件引合の旅籠代一泊一八〇文、一昼七二文以下とすること。

③8 組合村へかかる無宿人の諸雑費はなるべく少なくし、年番村や親村へ届け、押切印形を請けること。

③9 一年に二回ずつの寄合を持ち、議定改めをおこなうときは、小組合内からは惣代の者を出させ、むやみに多人数の寄合をおこなわないこと。

④0 家業に励み、忠義孝行に心がけること。忠孝や奇特の者がいたら出役に申し出ること。

まさに、この内容は、化政を通じて出された農民取締に関する触書の集大成としての性格を持つもの（森安彦『幕藩制国家の基礎構造』）といえよう。

この「御取締議定書」は、前文と後文とでその構成にも違いが見られる。それは、ともに村々役人から関東取締出役あてとなっているものの、前段では請書形式、後段では議定書形式となっていることである。つまり、改革組合村の編成に際し、組合村議定の内容を提示し、他律的に議定書という形で村々に取り決めさせたのである。前述した中間機構の性格変化とともに、従来の組合村が村々独自の要求を組織化する団体へと変化していた状況を鑑み、幕府は支配機構として制度的に位置づける組合村の設置を意図したものと見える。

教諭と若者仲 組合村の設定にともない、文政一二年（一八二〇）には村役人、若者、質屋などが出役の旅宿に呼び出間の取締り され、教諭を受けていた。これは、議定書の作成とともに「教諭」がおこなわれたためであった。

教諭は議定書とほぼ同様の内容をとっているが、議定書より遅れて文政一一年四月、若者仲間の禁制と同時期に成立したものである（多仁照廣「地芝居と若者仲間―文政取締改革と『かくれ芝居』」『地方史研究131』）。そして、教諭と議定書との比較でとりわけ注目されるものが、教諭の法では議定書以上に若者仲間に対する取締りが嚴重に述べられている点である。

福生村でも文政一一年六月、若者仲間禁止の請書が作成されている（『近世1』87）。

差上げ申す一札の事

村方において若者と唱え、仲間を立て置き、右仲間内の者心底に应ぜざる儀これ有る節は、私に突き合いあい省き、右より出入りにおよび候儀間々これ有り、もともと仲間を立て置き候段はいわれ無き事にて、不埒の儀、殊に右体の儀は決して致す間敷段、今般関東筋取締のため出役致し代官手付・手代などより村々へ申し渡せ候儀にもこれ有り、かたがた以て以来右体の儀決して致させず、もし不埒のものもこれ有り候はば、五人組より諫言差し加え、それにてても相用いざるものは、村役人えも申し聞き、右村役人とも再応承りただし、右体不埒これ無きよう急度申し付くべく候、既に五人組帳の内にも大小の百姓五人組を究め置き、何事に依らず五人組の内にて御法度相背き候儀は申すに及ばず悪事いたし候者これ有り候はば其組より早速申し出べし、もし隠し置き脇より申し出候はば、其ものは品に寄り御褒美下され、五人組のもの名主ともに曲事くまこと申し付くべし、並びにもし五人組にはつれ候ものこれ有り候はば名主・組頭曲事申し付くべしとこれ有り候間、向後右体の儀より出入りが間敷義まじきぎこれ有る節は、村役人並びに付き合い相省き候もの共は勿論、五人組とも嚴重御とがめ申し付くべき事（後略）つまり、若者が仲間を結成し、その仲間内の意志に背く者そむを仲間はずれにしたりすることから、争いがおこること

がある。仲間を結成することは不埒な事であり、殊に争いをおこすことのないよう、関東取締出役からも申し渡しがあったとおりである。五人組から若者へ注意をし、聞き入れないようであれば、村役人から厳しく注意させること。悪事を働いた者がいれば、百姓間に決められている五人組から申し出るようにすること。五人組からはずれている者がある場合、さらにそれらから出入りがおこる場合には、村役人や付き合いをのぞいた者は勿論五人組まで処罰するという内容である。

若者仲間は、年齢階梯制組織として神事祭礼や婚姻媒体、村の人足など村社会においてさまざまな役割りを持っていた。それらの役割りは村社会の存続にとって重要な意味を持つものであった（多仁照廣『若者仲間の歴史』）。しかし、近世後期になると、休日の増加やさまざまな事件を引きおこすなど、次第に従来の村秩序を脅かす性格を持つようになっていった。これに対し、幕府は文政一年以降、若者仲間の禁止を進めた。村内部では領主のこのような動向に対して、請書の作成という消極的な対応は進めたが、積極的に若者仲間を解散させることなく、若者仲間内部での議定を結ばせることによって統制しようとした（古川貞雄『村の遊び日——休日と若者組の社会史』）。

拝島村組合

前述したように、改革組合村とは幕府領・私領の区別なく「凡四十五ヶ村目当」に関東取締出役の下部組織として編成された組合村である。この組合村Ⅱ大組合は、内部に「大小高之増減」による「三ヶ村、五、六ヶ村」から成るいくつかの小組合を編成し、また、大組合の中から「大高之取締宜村」を寄場として、組合村の「諸勘定万端」にあたらせた。そして、寄場における寄場役人、大組合としての大惣代、小組合での小惣代によって運営された。

福生市域を構成した福生村・熊川村はいずれも、表Ⅲ-61に示したように現在の昭島市、羽村市、立川市、武蔵村

表Ⅲ-61 拝島村組合一覧表

村 名	幕府領	旗本領	寺社領	村 高
拝 島 村	1	2	2	821,279 (13,0)
田 中 村	1	1		134,53
作 目 村		1		51,791
大 神 村	1	1		274,161
上 河 原 村	1			88,362
熊 川 村	1	2		532,592
福 生 村	1		1	925,5641 (10,0)
川 崎 村	1	2		364,316
羽 村	1		10	983,266
五ノ神村	1			69,958
砂 川 村	1			1714,923
砂川前新田	1			301,139
宮 沢 新 田	1			72,38
殿ヶ谷新田	1			225,213
中里新田	1			151,181
中 藤 村	1		2	1403,775 (30,0)
横 田 村	1			117,909
三ッ木村	1	1		885,365
岸 村	1			321,08
殿ヶ谷村	(1)		2	245,218 (12,0)
石 畑 村	(1)			575,93
箱根ヶ崎村	1		1	498,431 (10,0)
中 藤 新 田	1			105,581
芋 窪 新 田	1			97,255
芋 窪 村	1	1	1	474,067 (13,0)

文政12年「組合村々高連印帳」(石川彌八郎家文書)より作成。なお、これには、寺社領に関する記載が無いため、寺社の知行数については、木村礎校訂『旧高旧領取調帳 関東編』に拠った。

注1 幕領、旗本領、寺社領における数字は知行数を示す。

注2 幕領における()は田安領地を示す。

注3 村高における()は寺社領朱印高を示す。

山市、東大和市、瑞穂町域を構成する村々とともに拝島村を寄場とする拝島村組合に属した。この拝島村組合は、表Ⅲ-62にみえるように、近隣の組合村と比べても規模の小さいものであった。

改革組合村が関東取締出役の下部組織として設定されたものの、その運営は組合村役人の独自性に委ねられていた。まず、組合村役人からみることにしよう。幕末期における拝島村組合村役人は表Ⅲ-63に示したとおりである。寄場役人、大惣代、小惣代いずれも名主役に就任しており、それらの者の多くが持高も多く、農間渡世を営んでいる。

表Ⅲ-62 拝島村組合近隣組合比較表

組合名	拝島村組合	日野宿組合	八王子宿組合	青梅村組合	五日市村組合	所沢村組合
村数	25	44	35	31	35	48

拝島村組合は「組合村々高連印帳」(石川彌八郎家文書)、日野宿組合は「御改革組合村々高帳」(富沢家文書)、八王子宿組合は『八王子市史』下巻、青梅村組合は「村鑑」(『青梅市史史料集』第一・二号)、五日市村組合は『五日市町史』、所沢村組合は『所沢市史』近世史料編1

注 村数には、寄場となった宿場も1として換算している。

組合村役人の就任期間も長く、拝島村組合の組合村役人は定番制をとっていたことがうかがえる。このように、拝島村組合村では、地域における有力者が組合村の運営主体となっていた。

表Ⅲ-64は、近隣の改革組合村の費用の負担方法をまとめたものである。この表以外の負担方法として、改革組合村が本来の目的とした組合村の総高割りがある。これには、犯罪人の護送Ⅱ囚人にかかわる入用などがある。表からは、多分に改革組合村が寄場に依存していたこと、さらに各組合村が独自の負担方法をとっていたことがわかる。

嘉永元年(一八四八)九月、拝島村組合では次に掲げる内容の議定書を取りかわしている(『近世1』90)。

①御免^{かんげ}勸化のほか、新規の御師ともに勸化は一切受付けないこと。

②虚^{こむさう}無僧は御触れのとおり相对修行とすること。

③座頭^{ざとう}を村継するための人足の提供を取り止めること。替女^{かじめ}は最寄出生の者を除いて、門付^{かどづけ}や止宿を止めること。替女・座頭ともに祝儀・不祝儀の際の合力を取り止めること。

④諸職人の手間賃は先般取り決めたようにすること。

村々の余計な費用を軽減するという点で、前述した「御改革之趣」に述べられてい

表Ⅲ-63 文久3年(1863) 拝島村組合村役人一覧表

組合役職	村 名	役職	名 前	年齢	組合役職就任年	持 高	農 間 渡 世
寄場役人	拝 島 村	名主	甚五左衛門				
大 惣 代	福 生 村	名主	十 兵 衛	47 歳	嘉永 2 年 10 月	48 石余	酒 造 渡 世
	砂 川 村	名主	源五右衛門	59 歳	天保 10 年 3 月	48 石余	水 車 渡 世
小 惣 代	中藤新田	名主	弥 一 郎	53 歳	嘉永 3 年 3 月	30 石余	水 車 渡 世
	岸 村	名主	平 兵 衛	44 歳	天保 13 年 8 月	43 石余	
	中 藤 村	名主	佐 兵 衛	40 歳	天保 15 年 10 月	8 石余	荒 物 渡 世
道 案 内	拝 島 村	百姓	国 五 郎			2 石 5 斗余	旅籠屋渡世

「大小惣代寄場役人道案内名前書上帳控」(田村半十郎家文書)

る内容に添った議定内容といえる。しかし、ここで注目したいことは③の内容である。つまり、地域最寄の贅女を保護していることである。この内容は、管見のところ、近世後期触れられた諸勸化取締りの幕令には見出せない内容である。さらに、議定書の後文では、「諸勸化其外之僧俗共彼是不法申募り候ハ、早速寄場村え申出、評議を請」と、問題が生じたときには拝島村組合としての評議という解決方法が取り決められている。

このように、拝島村組合では運営主体が比較的限定されていただけに、おのずと限界があったものの、独自の運営方法を取りながら村々に共通する地域問題解決の場ともなっていたのである。

天保飢饉

近世後期を通じて天候不順による凶作は農村をたびたび見舞った。とりわけ、天保期には全国的にも凶作がつづき、東北の農村では深刻な飢饉まで至り、多数の餓死者まで出すという甚大な被害を出すこととなった。

幕府は米穀払底、米価高騰に対処するため、江戸への廻米を指示する触れや酒造を減ずる触れを出す一方、各所に御救い小屋を建てて窮民の救済に乗り出した。しかし、成果はなかなか上がらず、人々の動揺は広がるばかりであった。

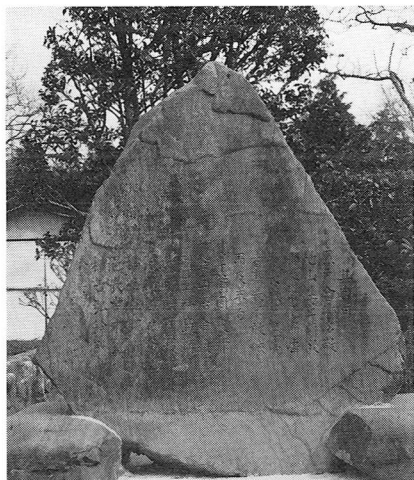
多摩地域においても、天保期の飢饉の際には深刻な状況にまで至った。天保五

第4節 村方の変質と幕府の対応

表Ⅲ-64 改革組合村の費用負担表

項目	組合村名	取締出役休泊	加役旦那方休泊	取締方・加役方用状持送り盗難届け	囚人預圈入用(一昼夜分)	組合入用一年平均(高)一〇〇石ニ付丁錢去西(文久元)は除く	寄場并大小惣代他組出勤	去西(文久元)内藤新宿詰之手当
八王子		旅籠屋持	寄場持	寄場持	錢九〇〇文 差立の囚人のみ 其他は寄場持	九二二文	御用による 組合入の時は一 人限五、六〇〇文 位	南組五両 北組五両 宿方五両 当戊は南北共 不差出
府中		旅籠屋持	寄場持	寄場持	年中仕切 (預状のない ものは別)	一貫二〇九文	同上	一人金一朱 未取極 寄場組合の割 付は
拝島		上下三人に限 一人前一泊金一 朱(酒肴付) 手先・道案内 は並旅籠	寄場持	寄場持	金二朱 加役掛りの囚 人は寄場持	一貫一五二文	多分手賄 東海道、中山 道、内藤所 宿出勤は上 下二人の 一日分金二 朱払	一人四〇〇文 内手当三〇〇 文引の 割一人一〇〇 文ずつの
小野路		上下三人に限 一人前一泊金 一銀四〇〇文 道案内・銀一 飯錢八〇文 他組惣代其外 酒肴は寄場持	取締旦那方並	寄場持	錢六〇〇文 有宿飯料は其 村より請取	一貫一九八文	手賄	保土ヶ谷詰 給金の外一 人合四両組 合割

米崎清実「改革組合村の構造—武州多摩郡日野宿組合村を中心として—」(『幕藩制社会の展開と関東』)



図Ⅲ-79 ところの碑 (光厳寺 五日市町)

年（八三）の関東取締出役による村々の有穀調査によると、熊川村では人数六一七人のところに、村内の雑穀が四六四石一斗しかなく、三月から五月まで一人に付一升ずつとすると、九一石一斗五升の不足をきたすこととなっている（『近世3』202）。また、天保七年多摩郡戸倉村の臨済宗の名刹光厳寺（五日市町）に建てられた碑には、拝島、熊川辺の村々からも、飢えに苦しむ多数の農民が戸倉山（五日市町）へ「ところ」（やまいも科の一種で多年生の蔓草）を採りにやってきたことが記されている（『五日市町史』）。

村々の間に動揺が広がり、天保七年には八王子宿での騒動や青梅・村山辺の張札騒動がおこった。

八王子宿の騒動は、八月、米価高騰を契機として八王子宿の貧窮民が参集したものである（馬場憲一「天保期における八王子町の動向―天保七年町方『騒立』一件と窮民救済を中心に」『近世の都市と在郷商人』）。

青梅・村山辺の張札騒動は、一一月おこったもので、前述した天明期の張札騒動と酷似している。現在の青梅・村山・所沢・飯能近辺で、米穀を買い占めている者の名前を掲げ、打ちこわすために村々から人足を出すよう張札が撒かれたという一件である。

八王子宿での騒動や青梅・村山辺の張札騒動とともに実際の打ちこわしにまでは至らなかったようであるが、張札騒動のときには、熊川村では早速対応方法が決められている。それは、五人組頭による村議定という形で「右等の儀

ニ決して荷担申す間敷」と、今回も天明期と同様の形をとっている（『近世1』88）。

では、次に飢饉に対する村方の動向をみておこう。

まず、「貯穀」払い下げという方法がとられていた。これは、寛保三年（一七四三）から幕府がとった政策で、百姓から一定の割合で米穀や雑穀を出させ、それを村内に貯蔵させるものであった。「幕府の財政負担を緩和するため、公儀による救恤を後退させ、農民に自己救済を求めたもの」（『国史大辞典』）ではあったが、幕府の管轄となっていたため、払い下げにあたっては、村から払い下げ願いを上申し、領主の許可を必要とした。天保期には貯穀払い下げ願いが多くの村から出されている。払い下げ願いの記載によると、雑穀の中でも稗ひえの記載がとりわけ多い。ちなみに、熊川村の場合、名主の持ち蔵が貯穀の場とされている。

しかし、必ずしも貯穀によってのみ飢えを凌ぐことができたわけではなかった。その場合、領主や村方の有力者から米穀・雑穀や金銭を借用するという方法もとられた。

天保四年一二月、福生村では次のような議定書が作成された（『近世3』201）。すなわち、米穀が高値となり、今秋から来春までは穀物払底が予想される。そのため、穀物を買入れ、身元宜敷者方へ積おき、来春になったとき、夫食不足の者へは買入れ値段で、極貧窮の者へは「直段同様」で払い下げをするというものである。これによると、有力者四人で村方およそ九〇軒分の小麦を拠出している。翌年、この四人は、「奇特之取計いたし候」として勘定奉行から呼出しを受けている（『近世3』204）。幕府は村々の飢饉に対して貢献した地域有力者を位置づけることによって、公儀の立場を守っていたといえよう。しかし、貯穀や夫食・金銭いづれにしても借用した分は多くの場合返済を余儀なくされていた。年賦による返済が多かったが、天保八年三月の熊川村での夫食の場合では、無尽の満会や上水縁べり雑

木売払い代金が充てられることとされている。

江川太郎左衛門の旧弊改革 天保六年（一八三五）、父英毅の死により、江川英龍が家督を継ぎ、太郎左衛門を襲名した。江川英龍は種痘の実施、海防に関する見識や銃砲の鑄造など、幅広い知識を持つ開明的な代官であった（村

上直『江戸幕府の代官』）。

江川家は鎌倉時代からの伊豆韭山の名家で、徳川氏が関東に入国するとともに代官を世襲した。近世後期には伊豆・相模・武蔵・甲斐・駿河の幕府領を支配し、多摩郡西部の幕府領村々も、その多くが江川の支配下におかれた。

英龍は代官に就任すると、ただちに配下の手代・手付などの綱紀肅正と支配下農村の復興を目的とする旧弊改革に着手した。そして、天保飢饉にともなう不安な民状と属吏の動向を調査するために、手代の斎藤弥九郎と共に刀剣行商人に扮して、甲斐・武蔵・相模を探索している（戸羽山漸『江川坦庵全集』）。

旧弊改革は福生地域の村にも達された。天保九年六月、「去西七月御代官様より御改革仰出され候^{かゝ}廉々、未タ以て村村へ不行届之分も之れ有る哉」として、手代が拝島村へ出向いたうえ、名主・組頭・百姓代・重立百姓を呼出し、村に対して教諭書が示されている。内容の要約を次に掲げよう（『近世1』33）。

①衣食住や男女所持の金銀、器物まで近年華美になっており、農業を怠っているようである。村役人は小前百姓を良民の風俗に戻るように教諭すること。

②拝島・大神・熊川・雨間・野辺・高月村など私領相給の村は、他領の風俗に影響されことなく、幕府領村々に対する改革の法度を守ること。

③拝島・大神・熊川・雨間・高月村の御用あゆを上納している漁師の中に、江戸へ隠し売りをおこなっているという

風聞がある。御用あゆが上納されるまであゆ釣りを禁止し、上納に不行届きがないようにすること。

④近年の凶作により貯穀が進んでいないようであるが、稗穀貯えの見分を受けること。

⑤村内に無宿無頼の者が立ち入らないようにすること。風俗良くない者が村内に立ち入った場合は、追い払い、農業を怠るものがいたら意見を加えること。

⑥四季打鉄砲や漁師筒で、近年むやみに猪鹿を打ち留めている風聞がある。使用期限を守ること。

⑦村内は勿論近隣村まで留意して、孝行奇特者がいたら申し出ること。心得違いの者に対しては教諭を加え、百姓相続するよう心掛けること。

⑧無益の村入用を掛けないよう取り計らうこと。また、入用割りの際には、小前へ申し聞かせ納得のうえ徴収すること。

ここでは、幕府領であることの独自性や当時の社会状況に留意を示しつつ、幕府が基盤とした百姓と村落秩序の維持・復興が意図されていることが確認できる。

江川太郎左衛門による南関東の一円的支配は、維新时期までつづき、幕府領村々に多くの影響を与えた。これは、北関東の支配政策と大きく異なり、関東郡代伊奈氏失脚後の幕府の積極的な政策とみることができる(村上直「近世後期、関東幕領の支配体制」『論集関東近世史の研究』)。